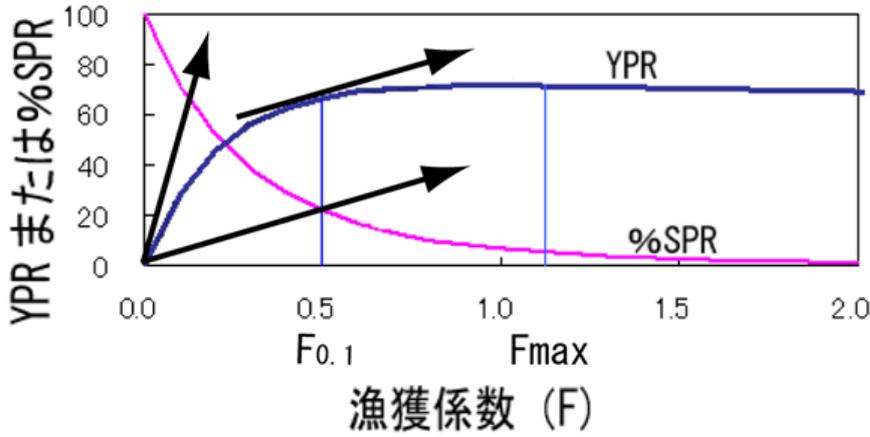
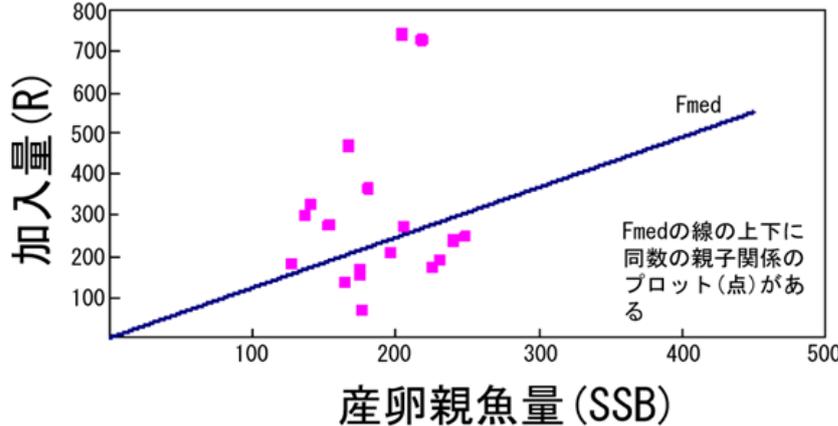


- ① 資源評価の専門用語の解説 . . . 1 頁
- ② さわら広域資源管理の取組 . . . 4 頁
- ③ 燧灘カタクチイワシの資源管理体制 . . . 6 頁
- ④ クロマグロ関連(資料4-2-1参考) . . . 8 頁
- ⑤ 沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海
広域漁業調整委員会指示 . . . 29 頁

資源評価の専門用語の解説

ABC	Allowable (またはAcceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量 その資源について、現状の生物的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量 ここでは、原則としてABC算定のための基本規則に基づいて算定する
ABClimit	ABCの上限值
ABCtarget	ABCの目標値 ABClimitの予防的措置
B	資源重量
Blimit	資源回復措置の発動がなされる資源量あるいは親魚量の閾値
CPUE	Catch Per Unit Effort 単位(漁獲)努力量当たり漁獲量(資源量の指標) 例:操業1日1隻当たり漁獲重量
F	漁獲係数 漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理可能)
F0.1	YPR曲線において加入量当たり漁獲量の増加率が開発初期($F=0 \rightarrow \Delta F$)の $1/10$ となるF(図1)
Fcurrent	現在または現状のF
Flimit	資源生物学的に推奨されるFの上限值
Fmax	YPR曲線において加入量当たり漁獲量が最大となるF(図1) 
図1. 漁獲係数とYPR曲線・%SPR曲線の関係およびF0.1とFmax	
Fmed	再生産関係のプロットの中央値を維持するF(図2) 資源を中長期的に維持することになる 
図2. 再生産関係のプロットとFmed	

Fmsy	MSYを達成するF																
Frec	①Fの基準値をB/Blimitの比率で引き下げたFまたは②Bmsyへの回復が十分期待できるF																
Fsus	仮定された再生産関係のもとで、資源の現状を維持する F																
Ftarget	確実な資源の維持・回復を期待する場合の目標となるF(Flimitの予防的措置)																
M	自然死亡係数 被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数 (人為的に管理困難)																
MSY	Maximum Sustainable Yield 最大持続生産量(図1) その資源にとっての現状の生物的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量 現時点における科学的知見等の実態からすると、「適切と考えられる管理規則による資源管理を継続することで得られる漁獲量」ととらえるのが实际的であり、「ABC算定のための基本規則」はその管理規則として提案されたもの																
N	資源尾数																
R	加入量(通常は尾数)																
RPS	Recruitment Per Spawning 再生産成功率 加入量を産卵親魚量で除した値(R/SSB) 自然要因で変動し、人為的に管理できない 卓越年級群の出現は他の年に比べて非常に高いRPSが原因である																
S	親魚量(SSB)																
SPR	Spawning Per Recruitment 加入量当たり産卵親魚量(SSB) データとして年齢別体重、成熟割合、自然死亡係数、漁獲係数、年齢別選択率を用いる 人為的に管理可能である 管理目標が資源水準の維持なら $SPR = 1/RPS$ 、資源の回復を目標とするなら $SPR > 1/RPS$ とする																
SSB	Spawning Stock Biomass 親魚量(Sとも略記) ある資源における成熟個体の総資源量																
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量																
TAE	Total Allowable Effort 漁獲努力可能量																
YPR	Yield Per Recruitment 加入量当たり漁獲量 人為的に管理可能 ある加入量(R)から漁獲量の最大化を目指す管理に用いられる 成長乱獲は防げるが再生産関係を考慮しない点が問題 データとして年齢別体重、自然死亡係数、漁獲係数、年齢別選択率を用いる																
Z	全減少係数 $Z=F+M$ 全減少係数Zと生残率sの関係 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>Z</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>s</td> <td>100%</td> <td>82%</td> <td>67%</td> <td>55%</td> <td>45%</td> <td>37%</td> <td>14%</td> </tr> </table>	Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2	s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%
Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2										
s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%										
%SPR	漁獲がないとき(F=0)のSPRを100%として漁獲があるときのSPRの割合																
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること Recruitment																
加入乱獲	成熟する前に強い漁獲がはたらき、次世代の資源が確保されず、持続可能ではないこと(種もみを残さないこと)																
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量(通常は資源尾数で表す) Rで表す																
(資源)管理基準	特定の(資源)管理目標からABCを導き出す技術的な基準																
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧力 強さをF(漁獲係数)で表すことが多い																
漁獲効率	漁具に遭遇した魚群のうち実際に漁獲される尾数あるいは重量の割合																
漁獲努力量	漁獲のために投入された努力量 漁船数、操業日数、漁具数、曳網時間など																
漁獲割合	漁獲量/資源重量																
漁具能率	資源量のうち、単位(漁獲)努力量で漁獲できる割合																

系群	資源の変動単位 遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残など、独自の生物学的特徴を有することで、分けて扱う
コホート解析(VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数(M)を利用して年齢別漁獲係数(F)と資源尾数(N)を推定する方法 資源量推定の代表的手法
再生産関係	産卵親魚量(SSB)と加入量(R)の関係
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数 資源重量はbiomass(B)、資源尾数はabundance(N)と表記することが多い
資源量指標値	ある系群の資源の状態を反映する指標値 資源量を反映する資源量指数や密度を反映する資源密度指数などが用いられる
水準(資源水準)	過去20年以上にわたる資源量や資源量指標値、漁獲量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準 最大値～0を3分割する場合、最大値～最低値を3分割する場合、平均値を中心とする一定の範囲を中位とする場合がある 指標値の参照する年代の範囲では高位や低位を設定できない場合もある また、Blimitに基づき低位と中位の境界を区分する場合もある
成長乱獲	最大のYPRを実現するF(Fmax)を超えたFあるいは漁獲開始年齢の状態 経済的乱獲とも呼ばれる
卓越年級群	他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群(相対的な基準)
チューニングVPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用して最近年のFを修正し、資源量推定値の不確実性を改善する方法
動向(資源動向)	資源量(資源量指標値、漁獲量)の過去5年間の推移から「増加・横ばい・減少」に区分したもの
年級群(コホート)	ある年に生まれた資源 2014年級群などと表記
不確実性	水産資源の評価や管理における不確かさの程度 将来予測や不完全な情報による不確実性を扱うために確率的なモデルが使用される 例:資源量推定値の信頼区間、将来の加入量のシミュレーション
予防的(管理)措置	不確実性を考慮した資源管理 例えば、ABCtargetはABClimitの予防的なものである すなわち、仮定した条件が正しくない場合でも、管理が失敗に陥らないように、予め定めた安全策を採用すること

さわら広域資源管理の取組

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量→年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量→年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

海域の定義は別表のとおりとする。(略)

(2) 種苗放流

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、(独)水産総合研究センターとの連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

2. さわら広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) 推進体制

さわら広域資源管理の適切な実施のため、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会及びさわら検討会議による連携体制を構築し、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進するとともに、広域的な資源管理のための協議・調整を行う瀬戸内海広域漁業調整委員会等と連携をとりつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

(2) 実施状況等の把握

上記1の資源管理措置の実施状況を毎年把握するとともに、サワラを対象とする漁業の漁獲報告等により操業状況の把握を行う。

また、関係機関が連携して調査、モニタリングを行い、サワラ資源状況の把握を行う。

(3) 資源管理措置の見直し

上記(2)の結果を踏まえ取組を評価するとともに、必要に応じ1の(1)、(2)の資源管理措置の見直しを行う。

3. その他

(1) 資源管理指針・資源管理計画

平成24年度以降は、資源管理・漁業所得補償対策に伴う資源管理指針・資源管理計画体制の下で適切に資源管理を推進する必要があることから、さわら広域資源管理の内容を、資源管理指針やそれに基づく資源管理計画に的確に反映させることとする。

国は、府県からの資源管理指針の協議に際して、さわら広域資源管理の内容が適切に反映されるよう十分に注意しつつ対処するものとする。

(2) 委員会指示

さわら広域資源管理の実効性を確保するため、必要に応じて、瀬戸内海広域漁業調整委員会、海区漁業調整委員会等において委員会指示の設定を審議することとする。

(3) 漁獲努力可能量(TAE)の設定

漁獲努力可能量(TAE)は、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために設定されてきた。

平成24年度からはサワラ資源回復計画による措置は、さわら広域資源管理に移行することから、さわら広域資源管理においても引き続きTAEを設定することとし、水産政策審議会(資源管理分科会)においてTAE設定を諮ることとする。

平成24年4月1日

さわら検討会議

燧灘カタクチイワシの資源管理体制

燧灘資源管理検討会

燧灘における資源管理の検討の場

瀬戸内海区水研、県水試
(燧灘研究グループ)

カタクチイワシ燧灘系群の資源評価
産卵時期の予想
脂イワシ発生メカニズムの解明
卵稚仔調査

等を実施

広島県
香川県
愛媛県
瀬戸内漁調、

燧灘カタクチイワシ計画のフォロー
アップ
広域魚種の資源管理措置

等を検討

瀬戸内海全域での
カタクチイワシの
資源管理への
取組

・広域資源であるカ
タクチイワシ瀬戸内
海系群の資源管理
の取組を検討する。

漁業者を
バックアップ

指導・助言

資源管理指針・計画制度
(所得補償制度)を利用

漁連の関与

情報提供
意見交換

漁業者

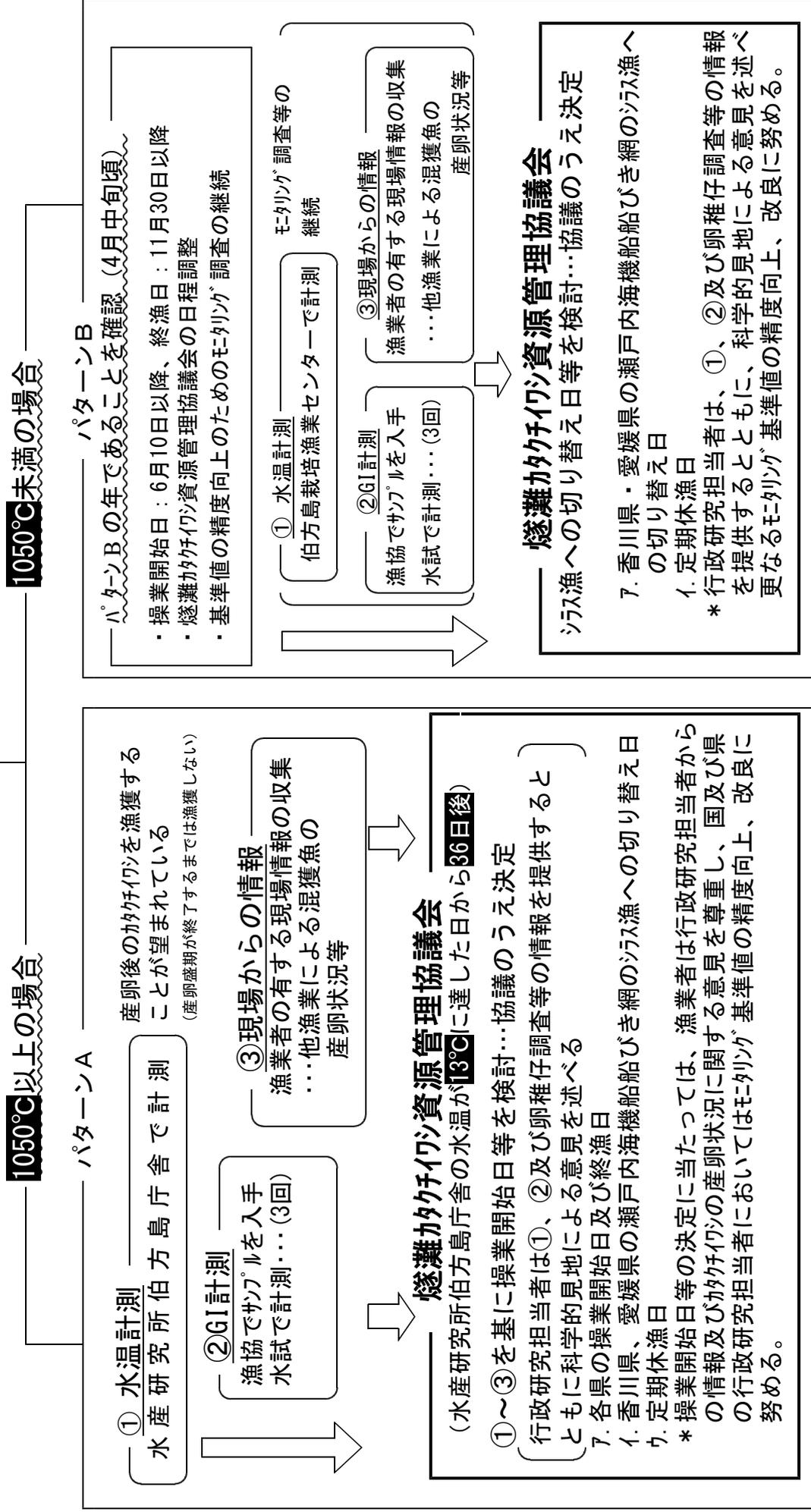
関係漁業者による話し合い
資源管理措置の取組み、実効性の確
保の調整・検討
燧灘研究グループへ漁海況情報を提供

燧灘カタクチイワシ
資源管理協議会の
開催等

自立した資源管理措置の実施

燧灘での機船船びき網漁業（カタクチイワシ）の操業開始日決定手順

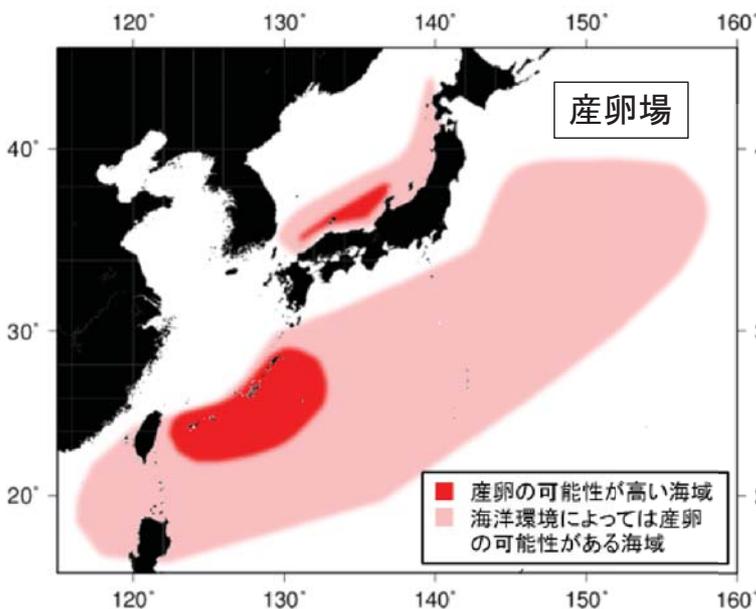
1月～3月の積算水温（瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎のデータ）：【1050℃を基準にA,Bのパターンのどちらからかで実施：【4月中旬頃、燧灘資源管理協議会で判断】



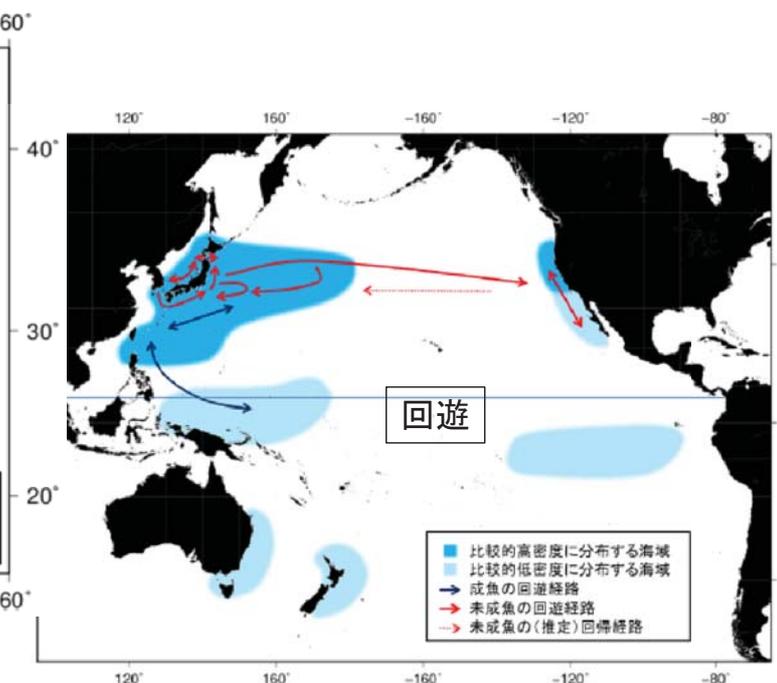
(参考資料)

太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心（南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部）
- 未成魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊（メキシコによって漁獲される）

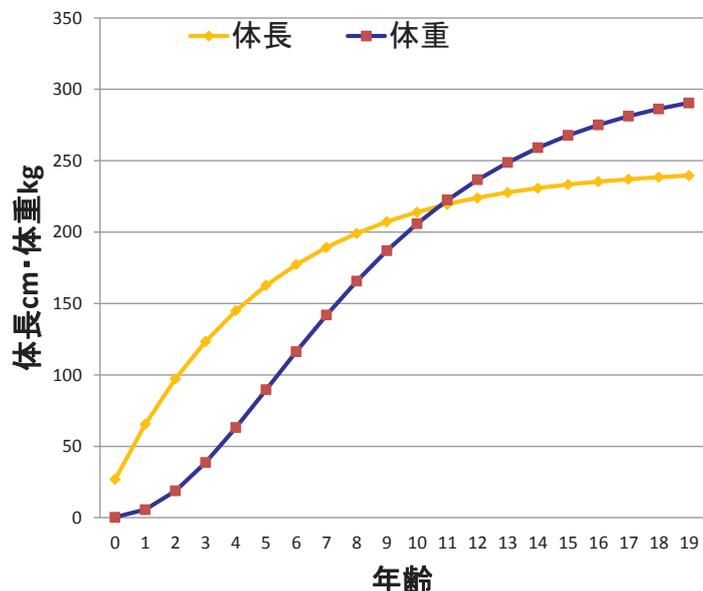


産卵期： 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月



太平洋クロマグロの成長について

- 3歳で一部が成熟開始、5歳で全てが成熟
- 体長1m程度では未成魚



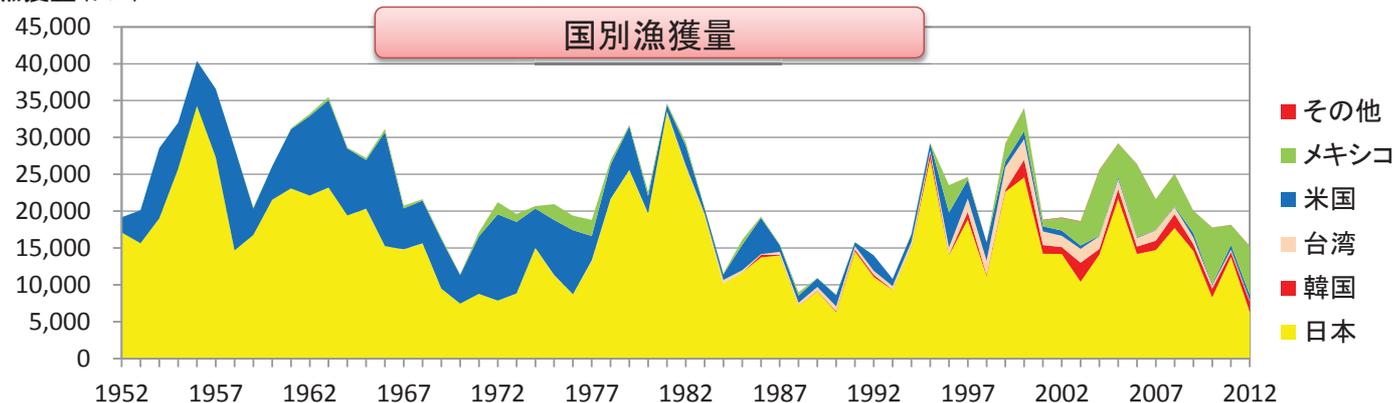
- 0歳：30cm 0.4kg
 - 1歳：66cm 5.7kg
 - 2歳：97cm 19kg
 - 3歳：124cm 39kg(全体の20%が成熟)
 - 4歳：145cm 63kg(全体の50%が成熟)
 - 5歳：163cm 90kg(全体の100%が成熟)
- (10月時点※)

※ 南西諸島での産卵時期は5～7月

2

太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

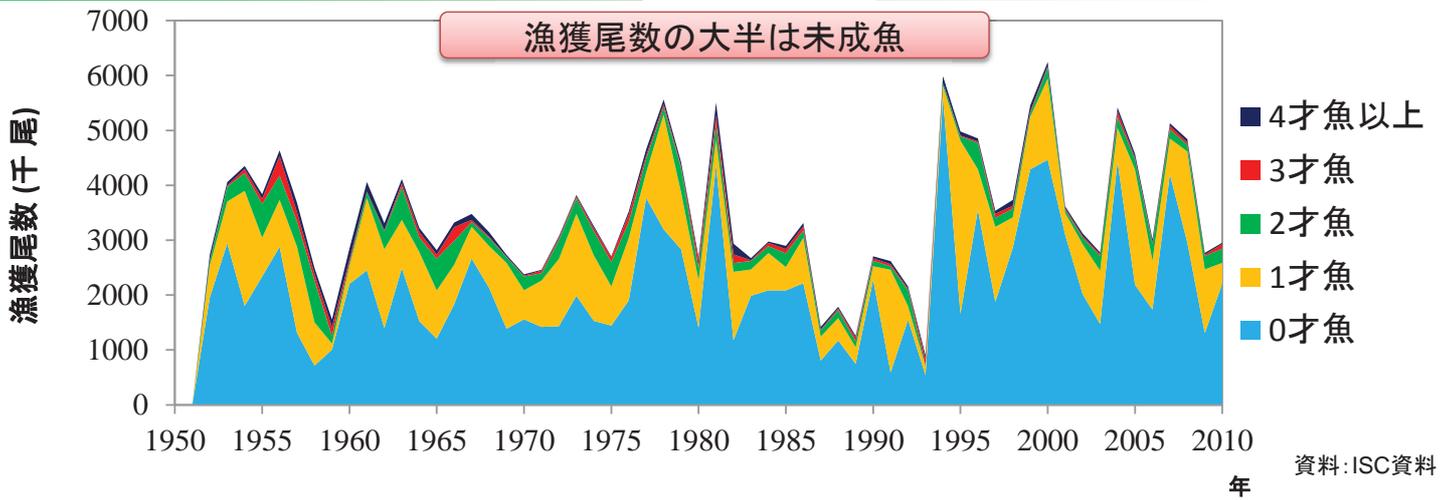
漁獲量(トン)



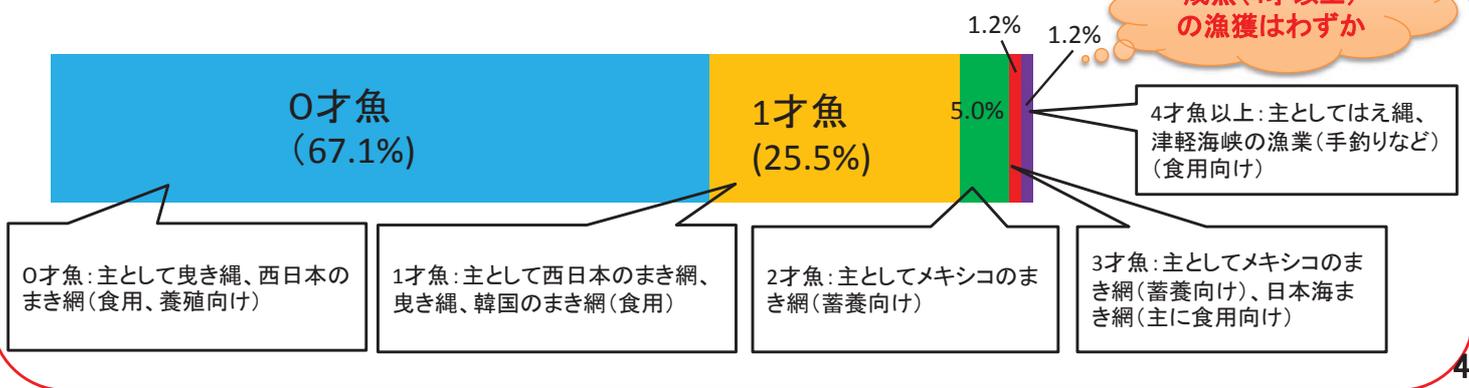
資料:ISC資料

3

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況



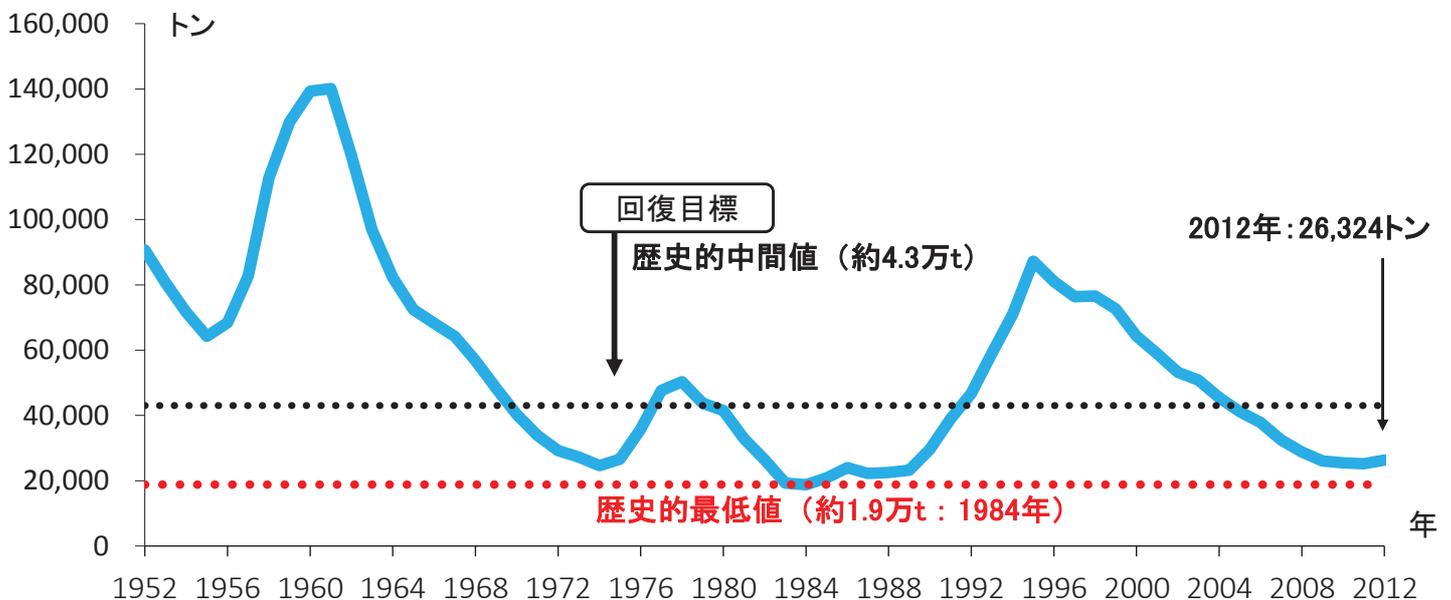
太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合 (2001-2010年の平均)



太平洋クロマグロの資源状況

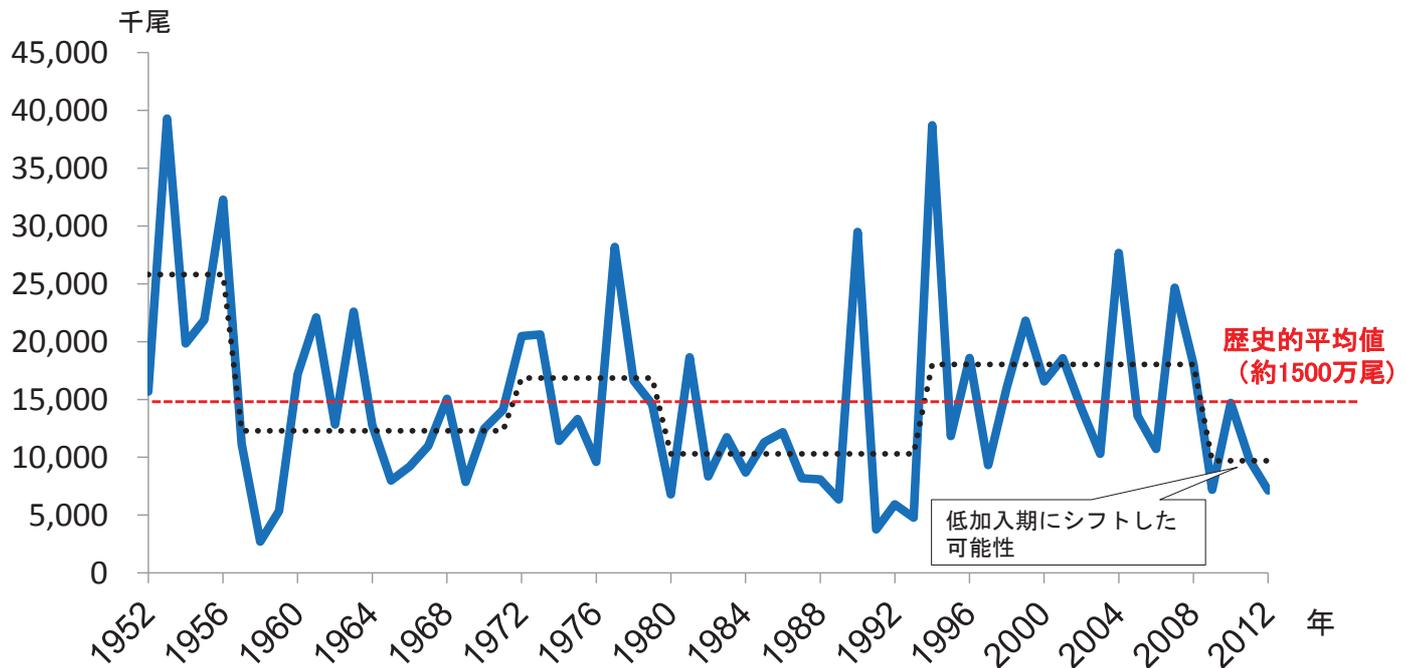
○ 平成24年(2012年)の親魚資源量は約2.6万トンで、歴史的最低水準(約1.9万トン)付近。

・親魚資源量の推移



未成魚の加入(発生)状況

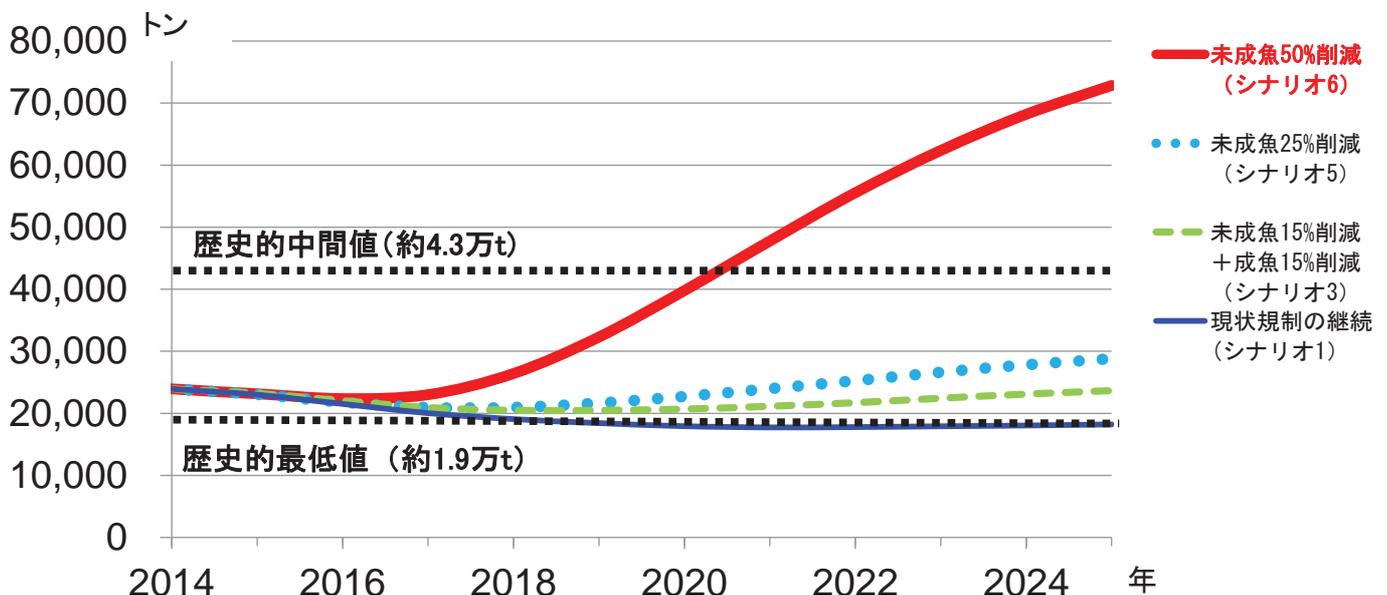
2012年の加入は、約712万尾で、過去(61年間)8番目の低水準。
直近5年間の平均値も、過去平均以下。



6

1-3. 親魚資源量の将来予測

未成魚の50%削減以外は、10年以内に歴史的な中間値まで回復せず



- ・上記のグラフは、シナリオごとの6千回のシミュレーション結果の中央値であり、計算結果の半数はこれよりも低い。
- ・加入レベルは、当初10年間は80年代の低レベル、その後は過去平均レベルを想定。
- ・2014年から10年以内(2024年まで)に歴史的な中間値を達成する確率は、未成魚25%削減の場合16%、未成魚50%削減の場合85%。

7

1-4. 国際機関(ISC)の管理勧告(抜粋)

- 親魚資源量は、歴史的最低値付近にあり、殆ど全ての生物学的基準値を超えた高い率で漁獲されている。
- 最近の低加入が継続すれば、現在のWCPFC及びIATTCの保存管理措置では親魚資源の増加は期待できず、歴史的最低水準を割り込むリスクが増加する。
- 上記を踏まえ、親魚資源量が歴史的最低水準を割り込むリスクを低減するため、全ての年齢の未成魚の漁獲死亡率及び漁獲の更なる削減を検討すべき。
- 未成魚削減は、未成熟の全個体について検討すべき^(注1)。
- 親魚資源量が低水準にあること、加入の不確実性並びに資源量への影響の重要性を考慮し、加入動向を迅速に把握するための、加入モニタリングを強化すべき。

8

国際委員会における決定事項(その1)

- (1) IATTC: 東部太平洋(2014年11月)
 - ① 5,500トンの漁獲枠を3,300トンまで削減
 - ② このうち、30キロ未満の漁獲を50%まで削減するよう努力
- (2) WCPFC: 中西部太平洋(2014年12月)
 - ① 現在の親魚資源量(約2.6万トン)を、2024年までに歴史的中間値(約4.3万トン)まで回復させることを暫定目標
 - ② 30キロ未満の小型魚の漁獲量を4,725トン(日本:4,007トン)に制限(02-04年平均漁獲量の50%削減)
 - ③ 30キロ以上の大型魚の漁獲量を6,591トン(日本:4,882トン)に制限(02-04年平均漁獲量)
 - ④ 2015年、2016年で長期管理目標を策定

9

(3) 総括

- ① **太平洋全体で漁獲上限が14,616トンに**
東部太平洋3,300トン＋中西部太平洋11,316トン(4,725トン＋6,591トン)
※日本:4,007トン(30キロ未満)＋4,882トン(30キロ以上)
- ② **これは、全ての国、全ての漁業に例外なく適用される**

(4) 留意事項

- ① IUCNが太平洋クロマグロを**絶滅危惧種に指定**
(2016年にCITES開催)
- ② WCPFCでは**長期管理目標の議論が来年から開始**
日本:4.3万トン(歴史的中間値)
米国:12万トン(初期資源の20%)……世界の大勢
- ③ さらに、2014年はO才魚の加入が非常に低くなる可能性

→ 日本として、依然安心できない状況

10

日本としての資源管理の取組手法について

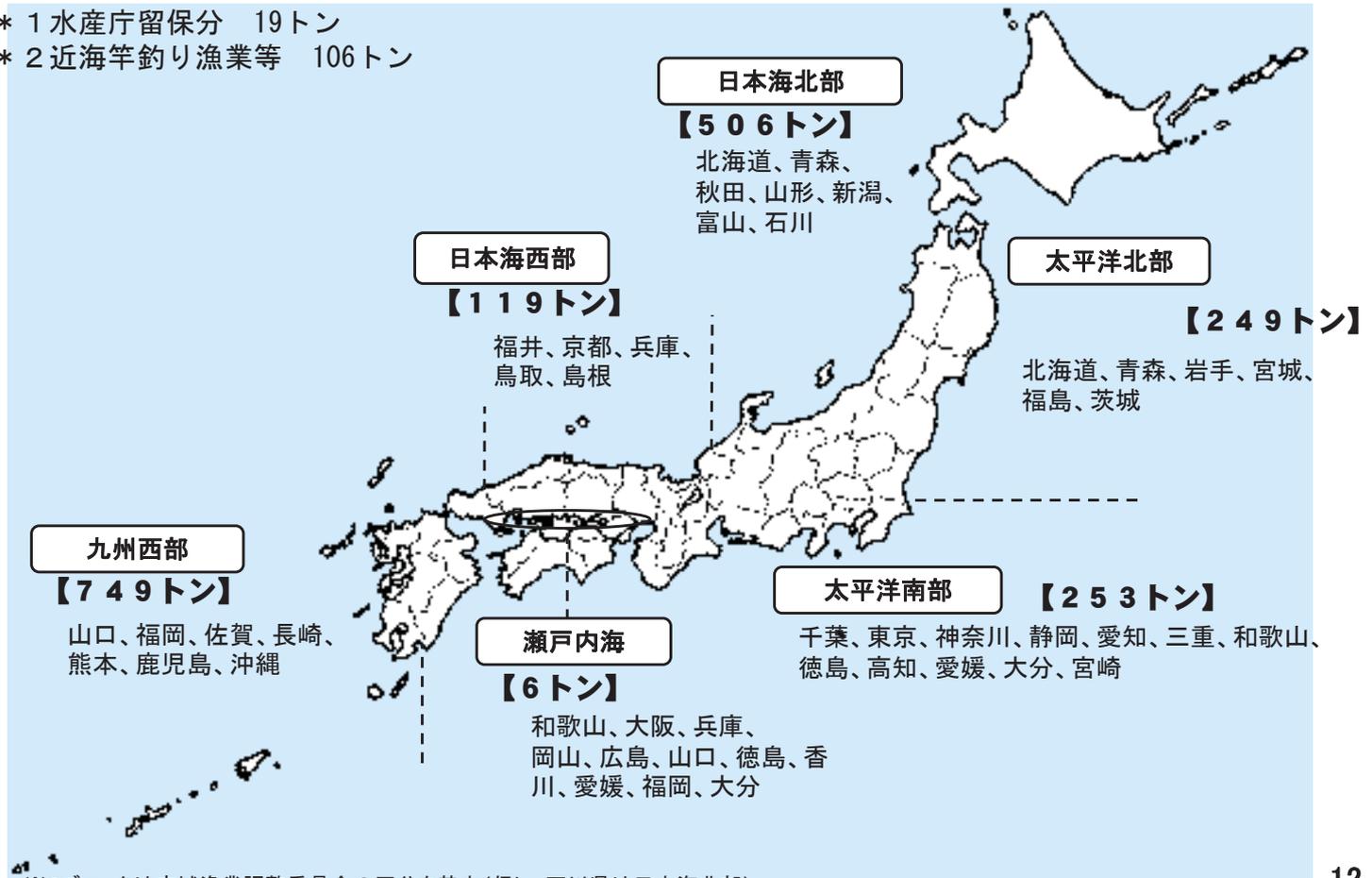
- **30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-2004年平均漁獲実績8,015トンから半減の4,007トンを漁獲上限とする。**
- 漁業種類別の漁獲上限は最近の漁獲実績を踏まえると、
 - ① **大中型まき網漁業で2,000トン、**
 - ② **その他の沿岸漁業等**(曳き縄、定置網等)で**2,007トン。**
- **大中型まき網漁業**については、2,000トンを操業海区単位で管理。
※並行して日本海の産卵期の漁獲管理について検討。
- その他の**沿岸漁業等**については漁獲量の報告体制を整備し、**2,007トンを全国6ブロックに分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバック。**
 - ①日本海北部 506トン
 - ②太平洋北部 249トン
 - ③日本海西部 119トン
 - ④太平洋南部 253トン
 - ⑤瀬戸内海 6トン
 - ⑥九州西部 749トン

※このほか、近海竿釣り漁業等106トン、水産庁留保分19トン
※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)

11

【全体合計：2,007トン】（その他の沿岸漁業等）

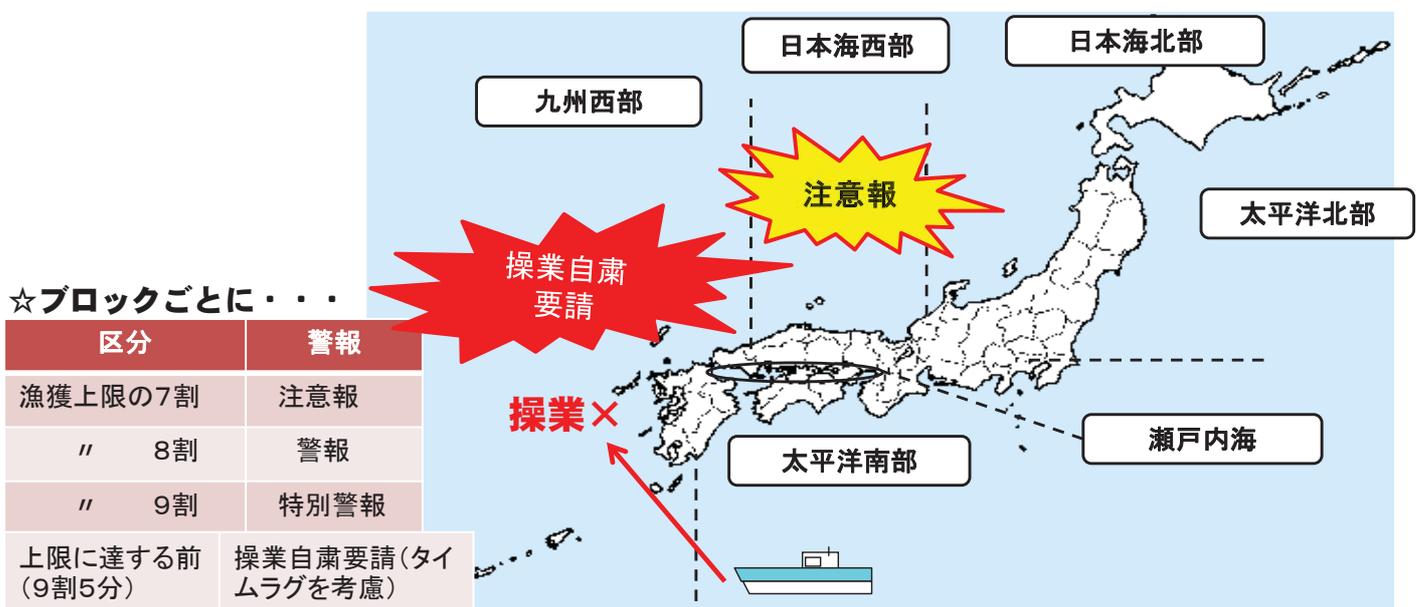
- * 1 水産庁留保分 19トン
- * 2 近海竿釣り漁業等 106トン



※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本(但し、石川県は日本海北部)

「警報」や「操業自粛要請」について

- **ブロックごとに漁獲が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割で「警報」、9割で「特別警報」、漁獲上限に達する前の9割5分で「操業自粛要請」**を都道府県を通じて漁業者に発出。併せて、**この旨を水産庁ホームページに掲載しプレスリリース**し、漁業者のみならず流通加工業者、消費者などに広く情報発信。



漁獲モニタリングについて

- 昨年、試験実施した漁獲モニタリングについて、平成27年1月1日から本格実施に移行し、漁協、各都道府県に御協力頂きつつ、報告頻度や手法などを改良しながら進める。
- 報告は、各県が管下漁協分を取りまとめ、漁業情報サービスセンターにメール等で報告。報告頻度は、平成27年1月からの開始当初は月末締め翌月末までの報告とし、頻度の切り替えはその都度水産庁から対象となる都道府県に対し連絡。
- 報告様式は、沿岸くろまぐろ漁業(承認制)、定置網、その他の漁業(混獲等)の3種類。
- また、沿岸くろまぐろ漁業は、本モニタリングを漁獲実績報告とリンクさせることで、漁業者負担を軽減。

14

県外船の扱いについて

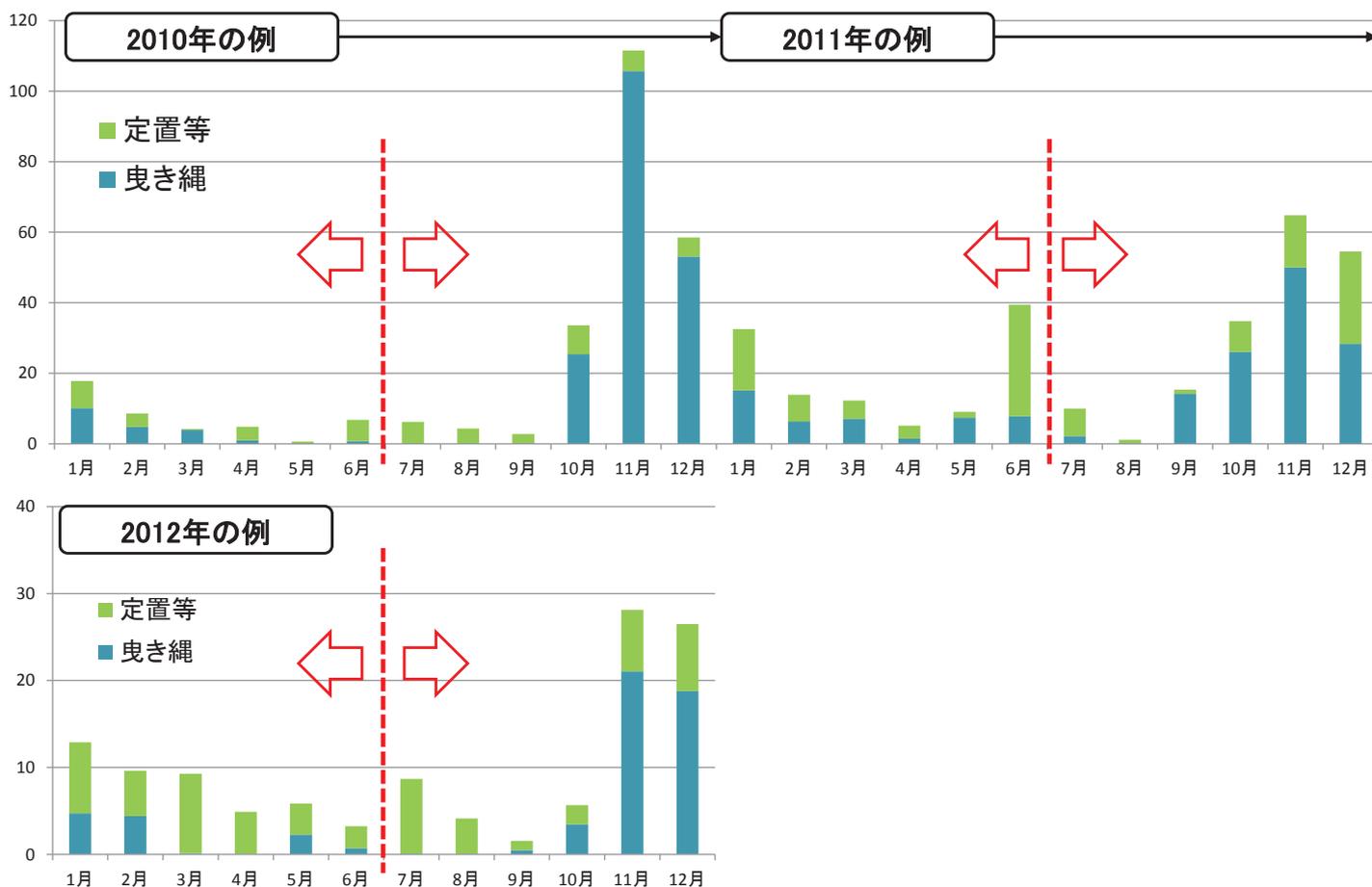
- 漁獲モニタリングは、属人。沿岸各地にまたがって操業する場合でも、属人で管理。漁獲実績はあくまでも所属する都道府県を通じてブロック単位で管理。
- しかしながら、異なるブロックで操業する場合、相手先の海域では警報や操業自粛要請がなされていることも想定。この場合は相手先の状況に準じた扱い。つまり、操業自粛要請がなされていれば、他ブロックの県外船も当然、操業自粛が必要。
- 例えば、A県の曳き縄漁船がBブロック周辺海域で操業する場合、Bブロックの漁獲が上限に達した場合、A県の曳き縄漁船は、Aブロックの漁獲が上限に達していない場合でも、Bブロックでの操業を自粛。

15

管理年の考え方について

- 管理の開始は平成27年（2015年）1月1日より実施。まき網は暦年で、その他の沿岸漁業等は、毎年7月1日から翌年6月30日（日本海北部は毎年4月1日から翌年3月31日）までの一年単位で管理。
- なお、本年に限っては27年1月1日から28年6月30日（日本海北部は28年3月31日）までを一体的に管理。
- この場合の漁獲上限は、27年1月1日から6月30日（日本海北部は3月31日）までの漁獲上限（当該期間の月割り相当の漁獲上限）と27年7月1日から28年6月30日（日本海北部は27年4月1日から28年3月31日）までの漁獲上限の和。

過去の月別漁獲実績について



	H27年(2015年)												H28年(2016年)												H29年(2017年)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
◎WCPFCの管理年 1/1～12/31	← 4,007トン →												← →												← →											
○まき網 1/1～12/31	← 2,000トン →												← →												← →											
○流し網・竿釣り ・1/1～12/31 ・106トン	← 106トン →												← →												← →											
○日本海北部 ・4/1～3/31 ・506トン	← 625トン →												← →												← →											
○日本海西部 ・7/1～6/30 ・119トン	← 150トン →												← →												← →											
○太平洋北部 ・7/1～6/30 ・249トン	← 346トン →												← →												← →											
○太平洋南部 ・7/1～6/30 ・253トン	← 382トン →												← →												← →											
○瀬戸内海 ・7/1～6/30 ・6トン	← 10トン →												← →												← →											
○九州西部 ・7/1～6/30 ・749トン	← 1,269トン →												← →												← →											
・資源評価(参考)	← →												← →												← →											

18

補足説明 その1:まき網2,000トン、それ以外の漁業2,007トンの考え方

- 2002～2004年の日本の30キロ未満の小型魚の平均漁獲実績は、まき網4,545トン、それ以外の漁業(竿釣り漁業、曳き縄・釣り漁業、定置網漁業、その他)3,470トンの合計8,015トン。
- 単純に半減すると、まき網2,273トン、その他漁業1,735トンの合計4,007トンとなるが、近年の漁業実態も踏まえ、まき網2,000トン(削減率56%)、その他漁業2,007トン(削減率42%)としたところ。
- 直近5年の30キロ未満の小型魚漁獲実績は、
2008年:11,879トン 2009年: 9,701トン 2010年: 5,500トン
2011年: 9,127トン 2012年: 3,815トン

19

補足説明 その2:なぜ沿岸までに上限値(2,007トン)を設けるのか

- 国際機関の保存管理措置では、ある国が漁獲上限を超過した場合、超過分を翌年の漁獲枠から差し引かれることに。
 - ヨコワの来遊は年変動が激しい。
 - 仮に、沿岸だけで4,000トン漁獲してしまえば、翌年、沿岸の操業は不可能に！
- 沿岸漁業の毎年の安定的な操業確保のためにも、漁獲上限設定とその遵守が重要。

20

補足説明 その3:沿岸を6ブロックに分ける理由

(漁業種類別でなく地域別に管理する理由)

- ヨコワの漁獲は、通常、西日本から開始。
 - 東日本に魚群が回る前に上限に達してしまう危険性。

↓

 - 地域別の不公平感をなくすためには、ブロック別の管理が必要。
 - 広域漁業調整委員会の海区区分で漁獲上限を設定。
- 同じ地域でも、漁業種類(曳き縄・定置・釣り)毎の漁獲状況は大きく変動。
 - 漁業種類別に細分化すると、上限値が小さくなり、たまたま良い回遊が来ると、特定の漁業種類のみ操業停止の危険性が増大

↓

 - 漁業種類別の細分化は現実的ではない。
- まずは、沿岸6ブロックの管理から開始。

21

支援策（漁業収入安定対策事業の実施）

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用した漁業収入安定対策を実施。
- 太平洋クロマグロの資源回復のため、より厳しい資源管理に取り組む漁業者を支援。

資源管理への取組

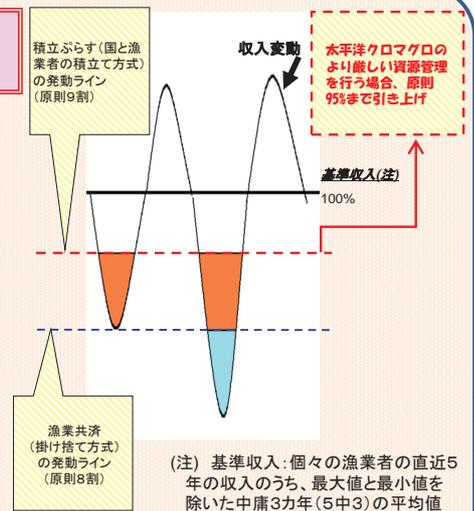
- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施

漁業収入安定対策事業の実施

漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用して、資源管理の取組を支援

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぶらす」（原則9割まで）により減収を補填
- また、太平洋クロマグロの未成魚の漁獲量削減に伴い、厳しい資源管理に取り組む漁業者について、減収の補填割合を引き上げ
- ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助

※ 補助額は、積立ぶらすの積立金（漁業者1：国3）の国庫負担分、共済掛金の30%（平均）に相当



22

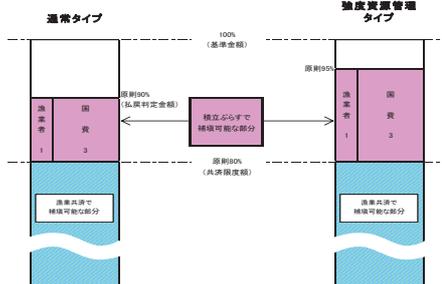
漁業収入安定対策事業の平成26年度補正予算拡充内容

太平洋クロマグロの管理強化に対する支援措置

太平洋クロマグロを対象とする漁業の強度資源管理タイプへの追加

- ・太平洋クロマグロを対象とする漁業のうち、沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業を積立ぶらすの強度資源管理タイプ(※)へ追加する。

(※) 通常よりも強い資源管理措置を実施する漁業者を対象として、基準収入から一定以上の減収が生じた場合、通常タイプよりも広い範囲の減収を補填



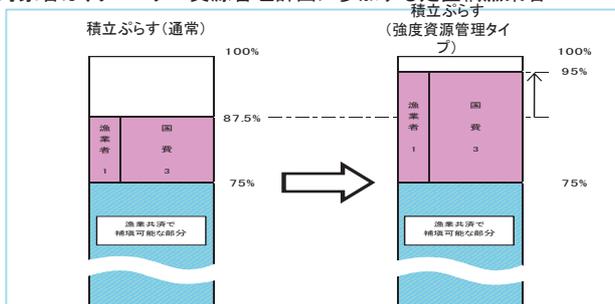
強度資源管理タイプ

太平洋クロマグロ未成魚漁獲量の大規模削減など、通常の資源管理と比較してより強度の資源管理措置を行う漁業者の積立ぶらすについて、自己負担分(基準金額と共済限度額の差)の3/4を補填部分とし、補填割合を原則95%に引き上げ。

定置網漁業の補償水準の引上げ

- ・定置網漁業(※)における積立ぶらすの発動ラインを基準収入の95%へ引き上げ。

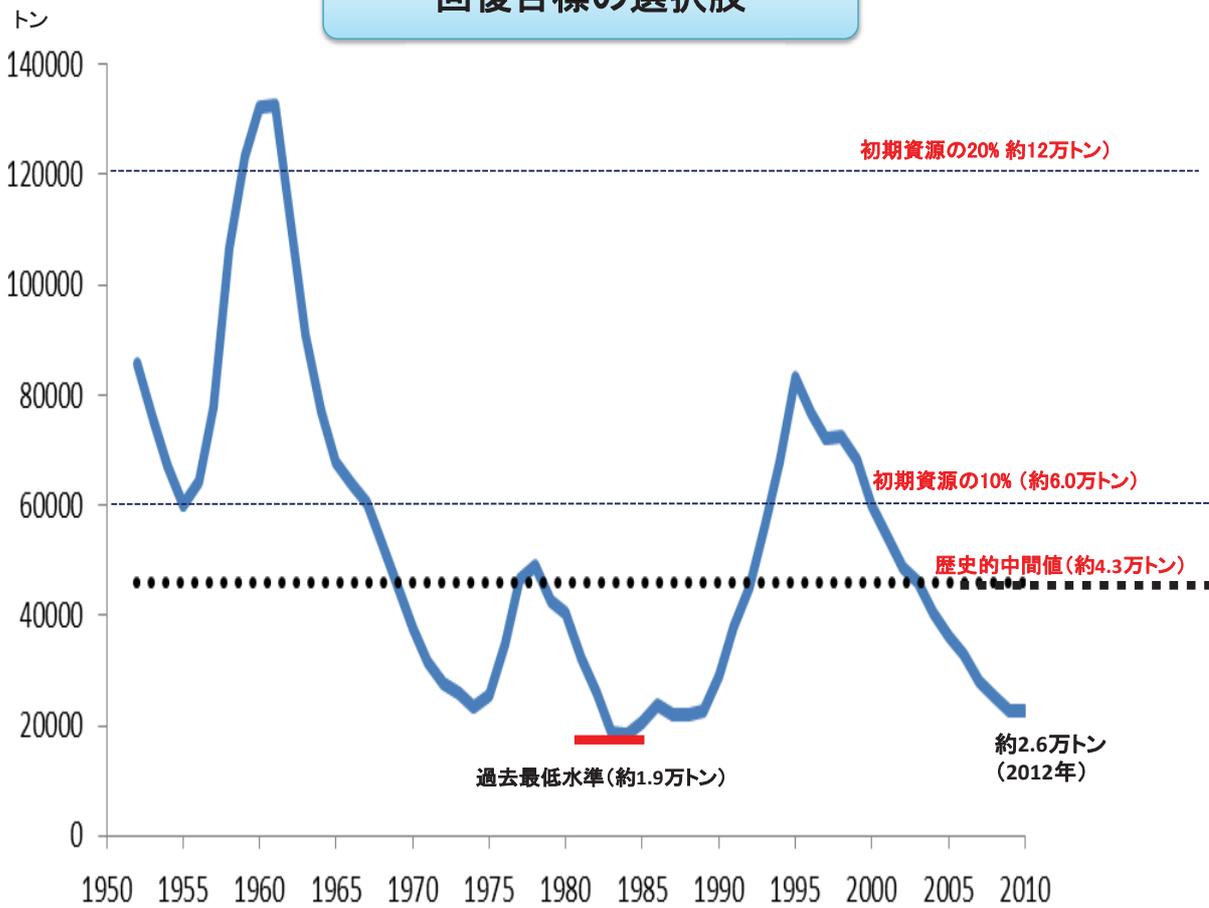
(※) 対象者は、クロマグロ資源管理計画に参加する定置網漁業者



※ 従来よりも著しい減収に対して効果的に対応するため、積立ぶらすの発動ラインを引き上げることにより、漁業共済部分の限度額率を80%に引き上げた場合と同様の効果

23

回復目標の選択肢

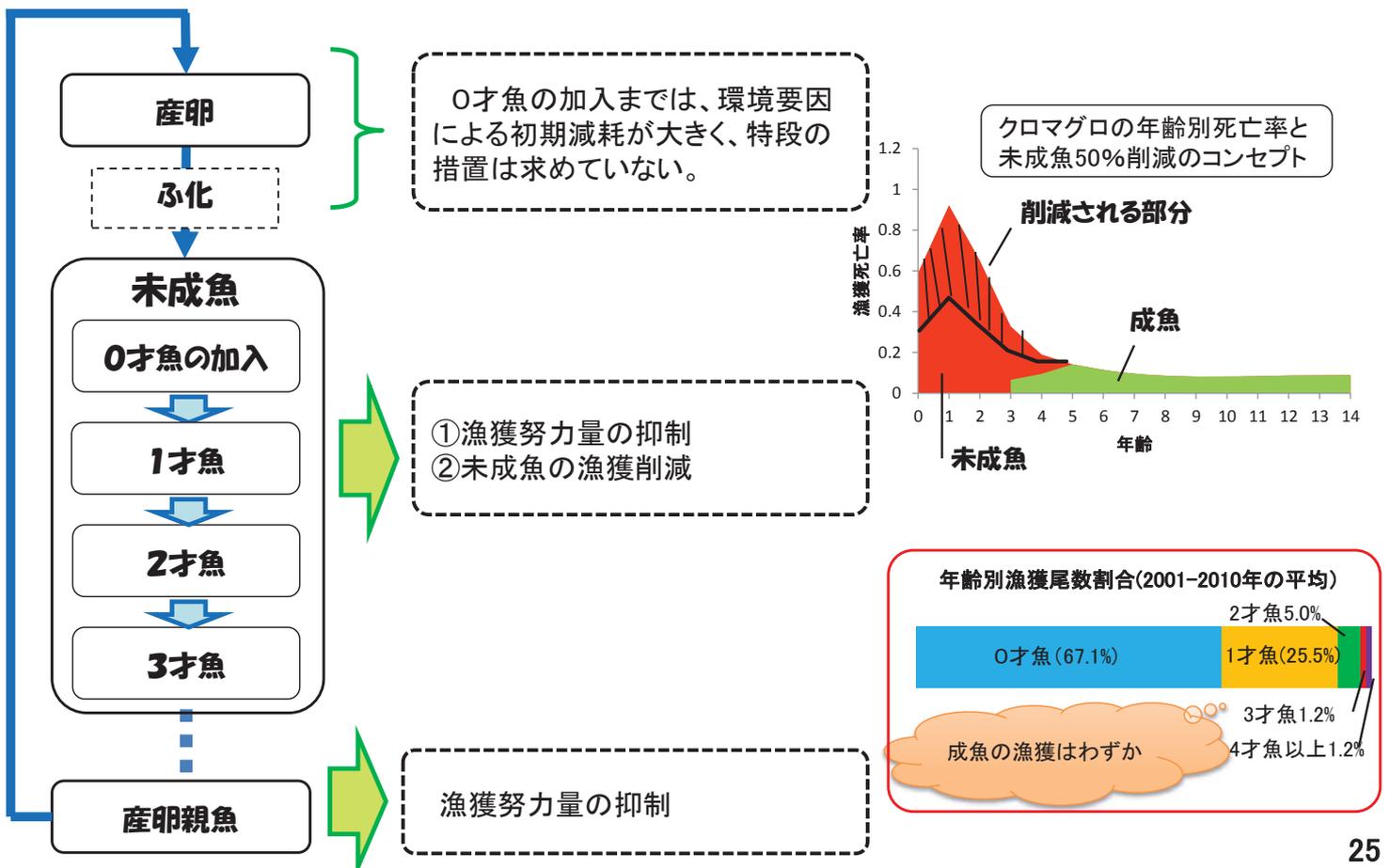


- ・米国は、国内法でB020%を回復目標としている。
- ・初期資源値は、推定値かつ大きな誤差を含む。
- ・計算方法の僅かな違いで、値が大きく変動。

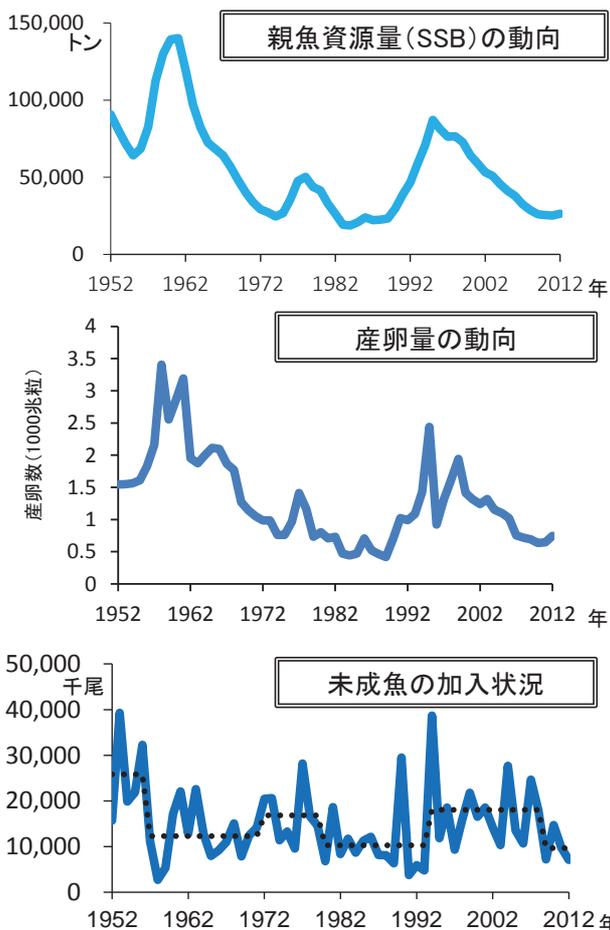
初期資源値を使用するのでB020%と同じ問題を内在

- ・日本が提唱。
- ・誤差が大きい初期資源値を使用しない。
- ・過去に資源が経験した変動の範囲内で管理

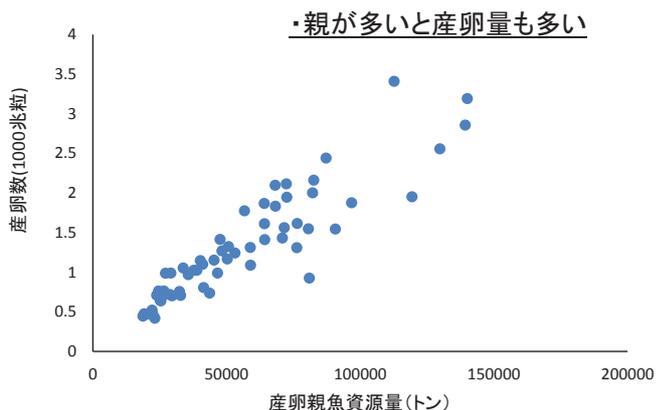
WCPFCの管理の考え方(目標:産卵親魚の増大)



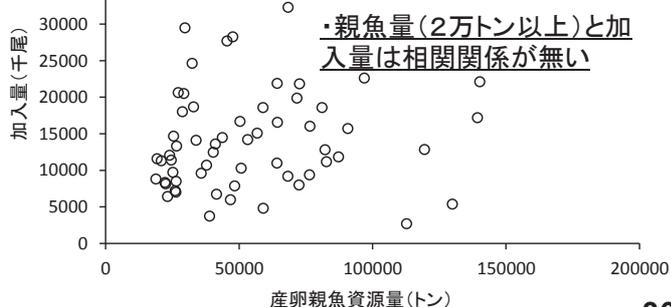
卵の数と未成魚の数



産卵親魚量と産卵数の関係



産卵親魚量と加入量の関係



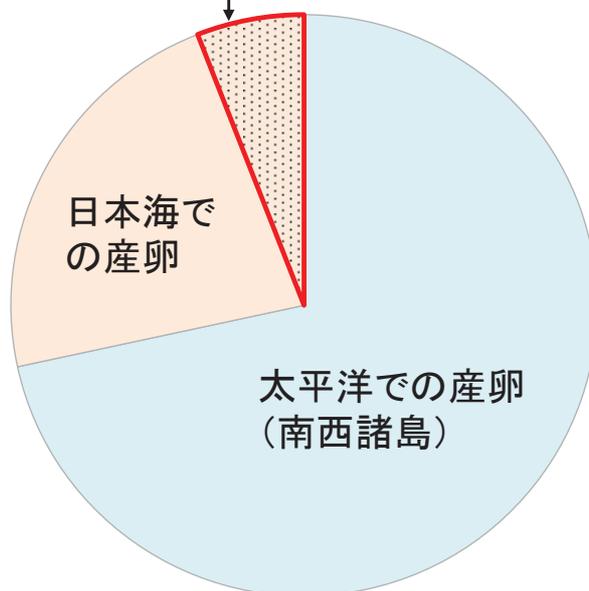
産卵量の関係

- 太平洋クロマグロの産卵量は、南西諸島で約7割、日本海で約3割。
- 日本海のまき網漁業が上限の2千トンを漁獲した場合、産卵量に与える影響は、全体の6%。

■日本海のまき網漁業により漁獲される産卵量の割合

日本海のまき網漁業による漁獲相当分: 全体の6%

全産卵量	100%
うち太平洋(南西諸島)	72%
うち日本海	28%
〔 2000トン漁獲相当分 〕	6%



太平洋クロマグロの国別漁獲状況

トン

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		2	7,088	9,828	16,916
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,490	6,736	29,226
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,985	23,519
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		14	16,935	7,697	24,632
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		20	9,161	6,614	15,775
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		21	13,841	15,366	29,207
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		21	21,772	12,223	33,995
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		50	12,811	6,039	18,850
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		66	12,162	6,976	19,138
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		60	13,529	5,110	18,639
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		77	13,973	11,648	25,620
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		27	20,129	9,084	29,213
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		24	19,719	6,670	26,389
2007	8,515	6,191	1,281			1,411	3,227	920	45	13		24	13,068	8,559	21,626
2008	11,879	5,836	1,743	123		981	3,706	701	75	19		24	17,402	7,685	25,087
2009	9,701	4,896	901	34		888	2,709	310	525	66		24	13,837	6,219	20,055
2010	5,500	2,787	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		24	12,454	5,331	17,785
2011	9,127	4,659	670	1		316	1,866	865	414	205		24	12,078	6,069	18,147
2012	3,815	2,468	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		24	11,017	4,253	15,270
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,458	1,161	312	91		67	13,221	7,911	21,133
02-04年の85%(▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50%(▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年以降のデータは、それぞれのISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。

28

我が国の成魚・未成魚(30kg未満)別漁獲状況

トン

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄・手釣り		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計
	太平洋		日本海		未成魚	成魚	未成魚	成魚	赤道以北		赤道以南		未成魚		成魚		未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	
	未成魚	成魚	未成魚	成魚					未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚	未成魚	成魚											
1994	126	6,525	694	786	912	7,219			238		20		968	1,226	4,111			162		637	522	344	54	6,165	9,021	15,186	
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298			107		10		571	688	4,778			270		1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091	
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051			123		9		778	909	3,640			94		898	251	255	315	9,480	4,527	14,008	
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314			142		12		1,158	1,312	2,740			34		666	138	333	478	13,610	5,242	18,852	
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995			169		10		1,086	1,266	2,876			85		403	471	291	409	7,049	4,142	11,191	
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326			127		17		1,030	1,174	3,440			35		902	195	399	309	10,624	12,004	22,628	
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293			121		7		832	959	5,217			102		701	424	233	456	15,445	9,132	24,577	
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552			63		6		728	797	3,466			180		1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212	
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729			47		5		794	846	2,607			99		1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186	
2003	183	203	571	4,812	4,995	774			85		12		1,152	1,249	2,060			44		648	191	205	241	7,951	2,455	10,407	
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792			231		9		1,616	1,855	2,445			132		660	235	82	432	6,785	7,314	14,099	
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879			107		14		1,818	1,939	3,633			549		1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668	
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292			63		11		1,058	1,131	1,860			108		991	430	280	498	9,828	4,350	14,178	
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841			83		8		2,004	2,096	2,823			236		1,142	361	316	893	8,515	6,191	14,706	
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028			19		8		1,476	1,503	2,377			64		1,739	619	506	686	11,879	5,836	17,715	
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094			8		7		1,304	1,319	2,003			50		1,274	962	392	521	9,701	4,896	14,598	
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073			5		6		903	915	1,583			83		842	205	324	595	5,500	2,787	8,287	
2011	16	305	1,906	6,113	6,129	2,211			9		11		933	954	1,820			63		905	1,052	211	442	9,127	4,659	13,786	
2012	3	198	841	1,419	1,423	1,039							594	594	570			113		1,273	492	437	343	3,815	2,468	6,283	
02-04年の平均	173	2,008	1,090	4,372	4,545	3,098			121		9		1,187	1,317	2,371			92		772	173	236	294	8,015	4,882	12,897	

※国際水産資源研究所による推定値。

29

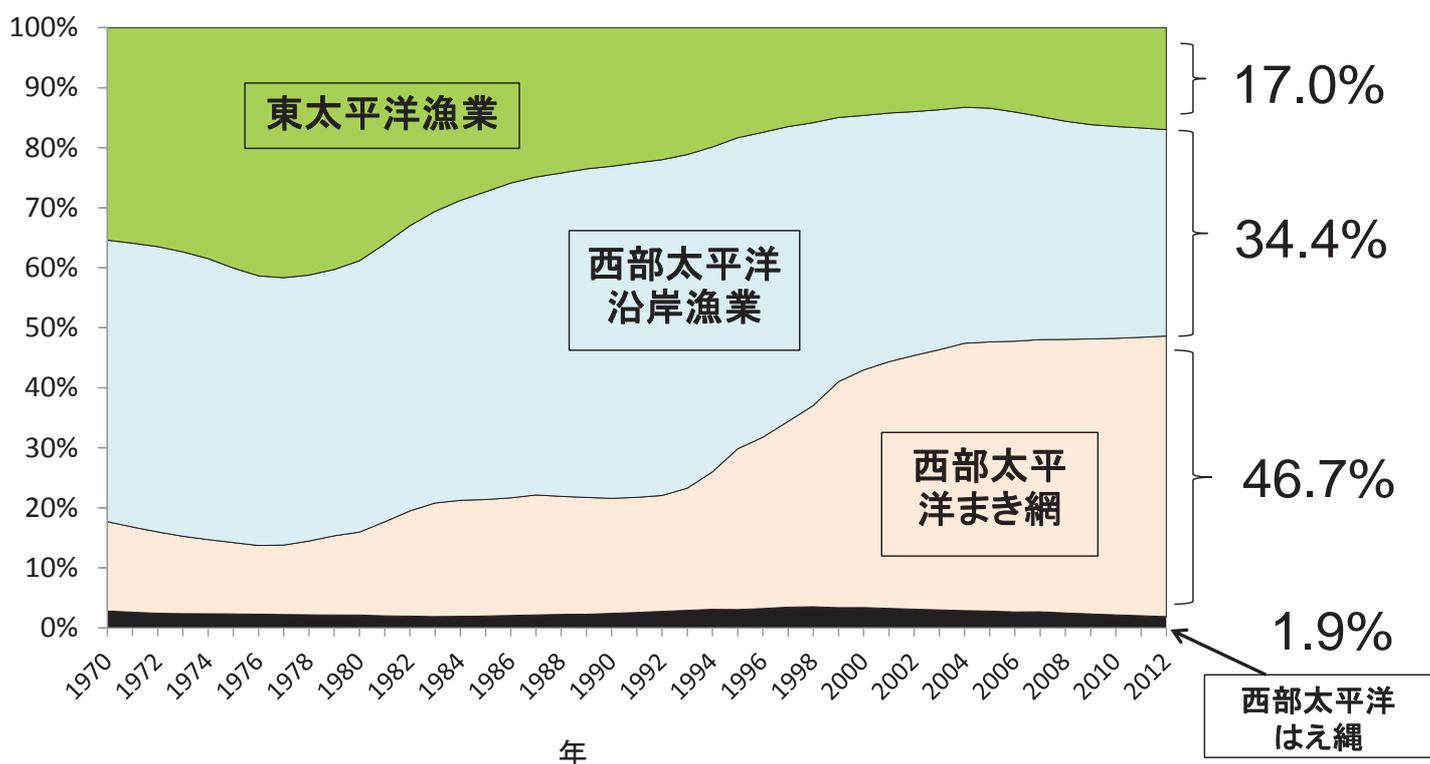
未成魚の定義が変わった場合の日本の漁獲量

年	未成魚		成魚	合計
	30kg未満	30kg以上		
2002	9,309	741	4,136	14,186
2003	7,951	262	2,193	10,407
2004	6,785	1,079	6,235	14,099
2005	14,796	755	6,116	21,668
2006	9,828	534	3,817	14,178
2007	8,515	995	5,196	14,706
2008	11,879	1,142	4,694	17,715
2009	9,701	689	4,207	14,598
2010	5,500	637	2,150	8,287
2011	9,127	1,256	3,403	13,786
2012	3,815	508	1,960	6,283

※国際水産資源研究所による推定値。
 ※30kg以上の未成魚＝3歳魚の80%、4歳魚の50%として計算。

30

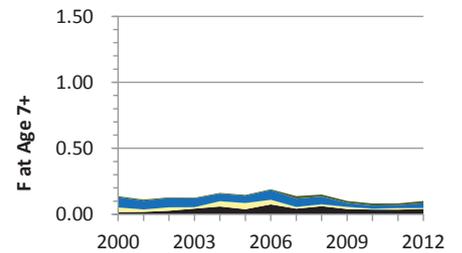
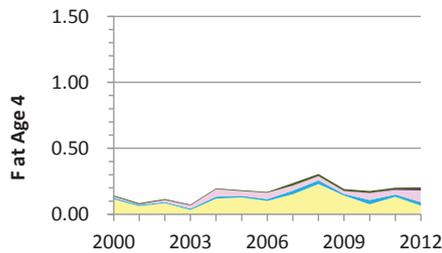
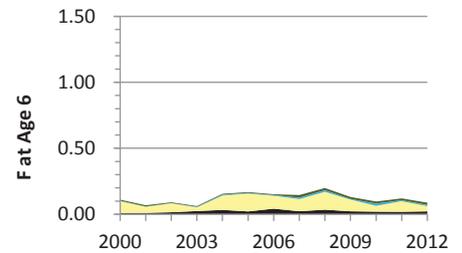
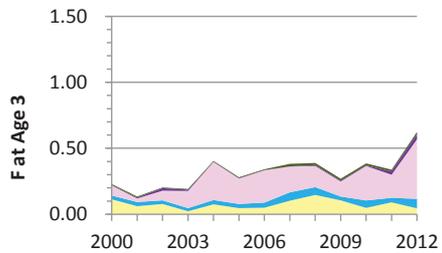
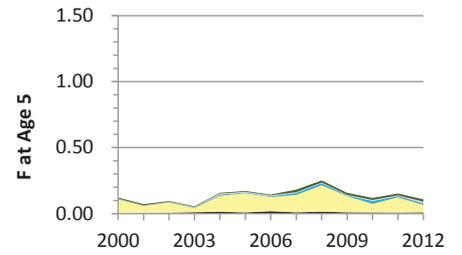
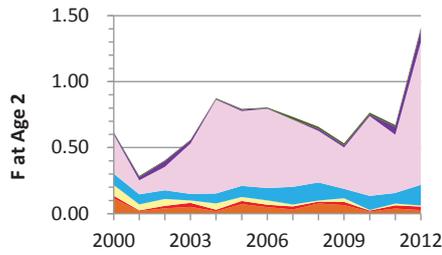
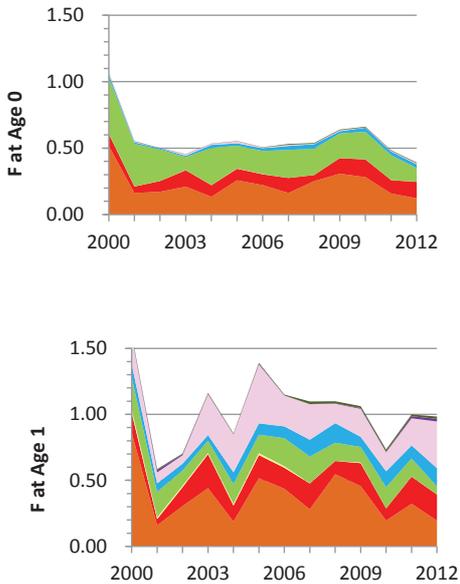
各漁業が太平洋クロマグロ親魚量に与えるインパクト



31

漁業種類別の漁獲死亡率

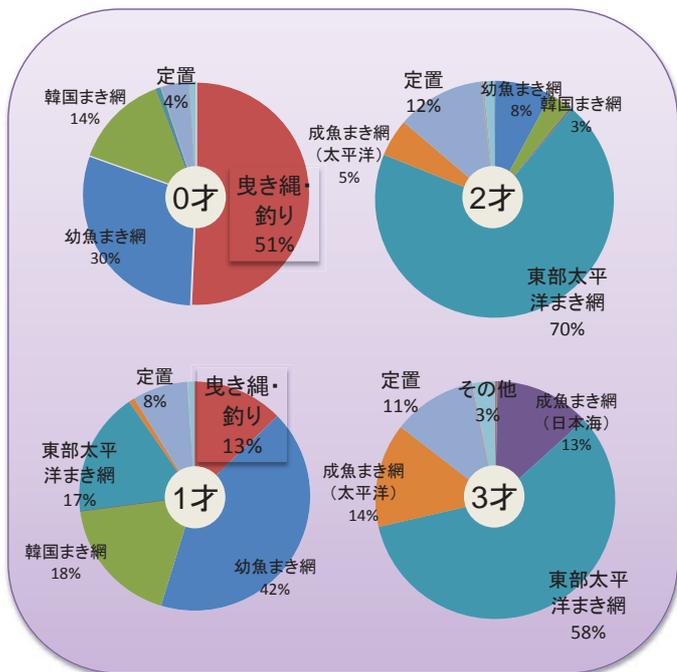
- その他(津軽海峡漁業など)
- 東部太平洋まき網
- 定置網
- 成魚まき網(山旋+北旋)
- 東シナ海まき網(日本)
- 東部太平洋遊漁
- 台湾はえ縄
- 曳縄・釣り
- 東シナ海まき網(韓国)
- 日本はえ縄



32

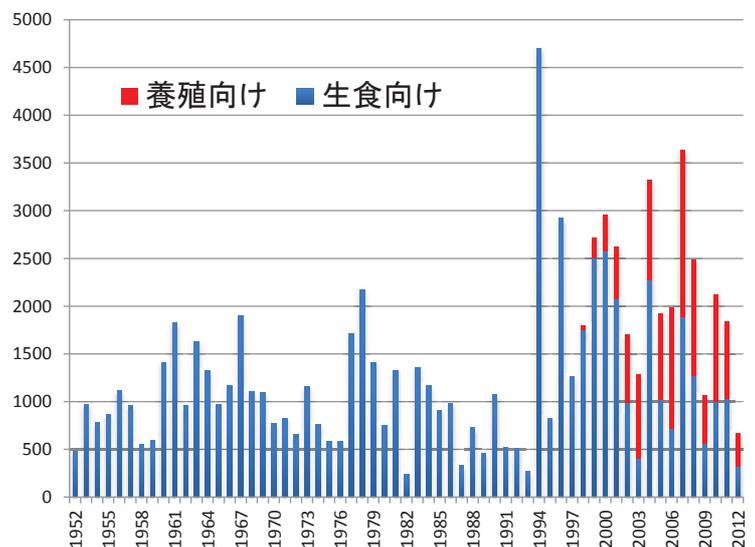
太平洋クロマグロの未成魚の漁獲状況(詳細)

未成魚の年齢別漁獲尾数割合 (2000~2010年の平均)



曳き縄による漁獲尾数の推移

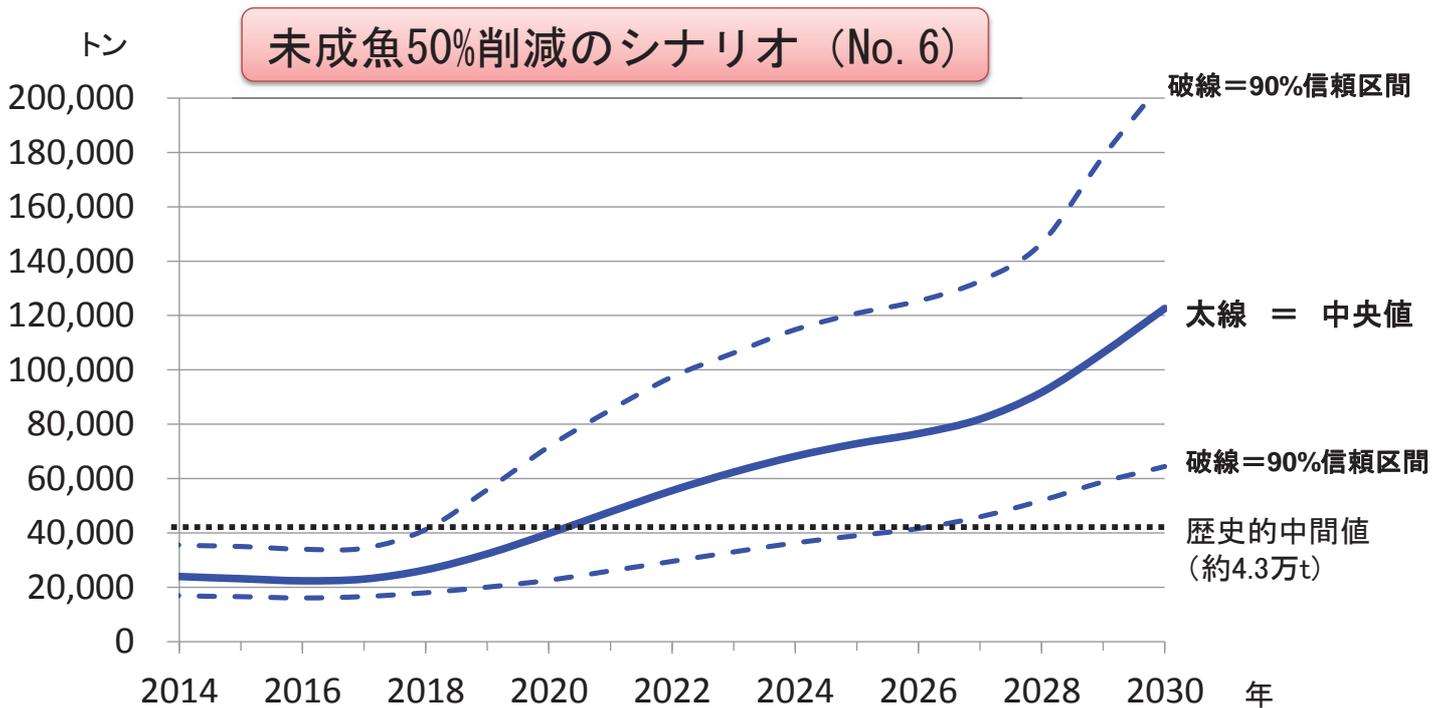
単位: 1000尾



注1: 養殖向けは、1998年以降のデータのみ
 注2: 2011年及び2012年のデータは暫定値
 注3: 養殖向け漁獲尾数には、漁獲され、活け込み前に死亡したと推定される尾数を含む。

33

親魚資源量の将来予測（参考）

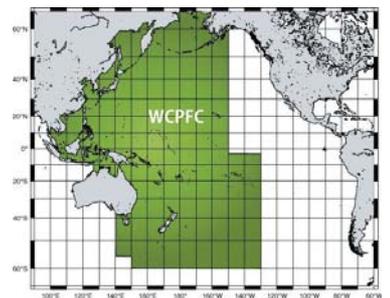


・ 加入レベルは、当初10年間は80年代の低レベル、その後は過去平均レベルを想定。

現在のWCPFC及びIATTCの管理措置

■2014年のWCPFC会合で採択された保存管理措置の概要 (2015年以降の措置)

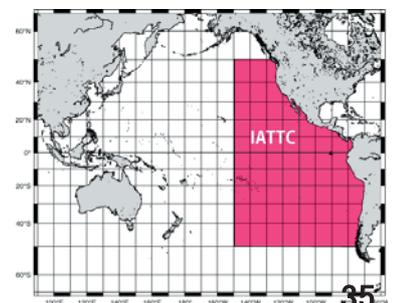
- ・ 歴史的最低水準付近にある親魚資源量(約2.6万トン)を2015年からの10年間で歴史的中間値(約4.3万トン)まで回復させることを当面の目標とする。
- ・ 30kg未満小型魚の漁獲量を02-04年平均水準から半減。
- ・ 30kg以上の大型魚の漁獲量を02-04年平均水準から増加させないためのあらゆる可能な措置を実施。



■2014年のIATTC会合で採択された保存管理措置の概要 (2015年、2016年の措置)

- ・ 2015年、2016年の年間漁獲上限3,300トンを原則とし、2年間で6,600トンを超えないよう管理。

※【メキシコの平均漁獲実績】2002-2004年: 4,600トン



これまで我が国が導入してきた管理措置

(1) 総括表

		措置の内容	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)	2013年度 (25年度)	2014年度 (26年度)	
漁業管理	沿岸漁業	定置漁業の免許数抑制	10年1月					
		曳き網漁業等の自由漁業	届出制移行、漁獲実績報告の義務化		11年7月～(日本海・九州西)、12年7月～(太平洋、瀬戸内海)			
			承認制移行、漁獲実績報告の義務化				14年4月～(全海区)	
	沖合漁業	まき網漁業の未成魚管理(九州西・日本海及び太平洋)		5,000トン/年 11年4月			4,250トン(2014年)	
		まき網漁業の成魚管理(日本海)		2,000トン/年 11年4月				
	養殖業	クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化	11年1月					
		養殖実績の公表	11年1月～12月	12年1月～3月 収集公表	(以降、毎年度同様に実施)			
		養殖場拡大防止の大臣指示			12年10月			
	輸入管理	韓国産クロマグロ	輸入情報収集	10年1月				
輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請				11年1月				
メキシコ産クロマグロ		輸入情報収集		11年2月				
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請			11年9月			

36

(2) 沖合漁業の管理強化(大中型まき網漁業)

WCPFCの保存管理措置に基づいて実施しているもの

○未成魚(30kg未満)

九州西・日本海及び太平洋における大中型まき網漁業による年間の総漁獲量を以下の数量未満に制限。

2011～2013年 : **5,000トン未満** (05-09年比約22%削減)
2014年 : **4,250トン未満** (05-09年比約34%削減)

【平均漁獲量】

2002-04年平均 : 5,000トン
2005-09年平均 : 6,435トン

【漁獲実績】

2011年実績 : 4,254トン
2012年実績 : 3,234トン
2013年実績 : 1,649トン

WCPFCの保存管理措置とは別に追加的に実施しているもの

○成魚(30kg以上)

日本海における大中型まき網漁業による産卵期(6～8月)の総漁獲量を**2,000トン未満**に制限。
(05-09年比約13%削減)

【平均漁獲量】

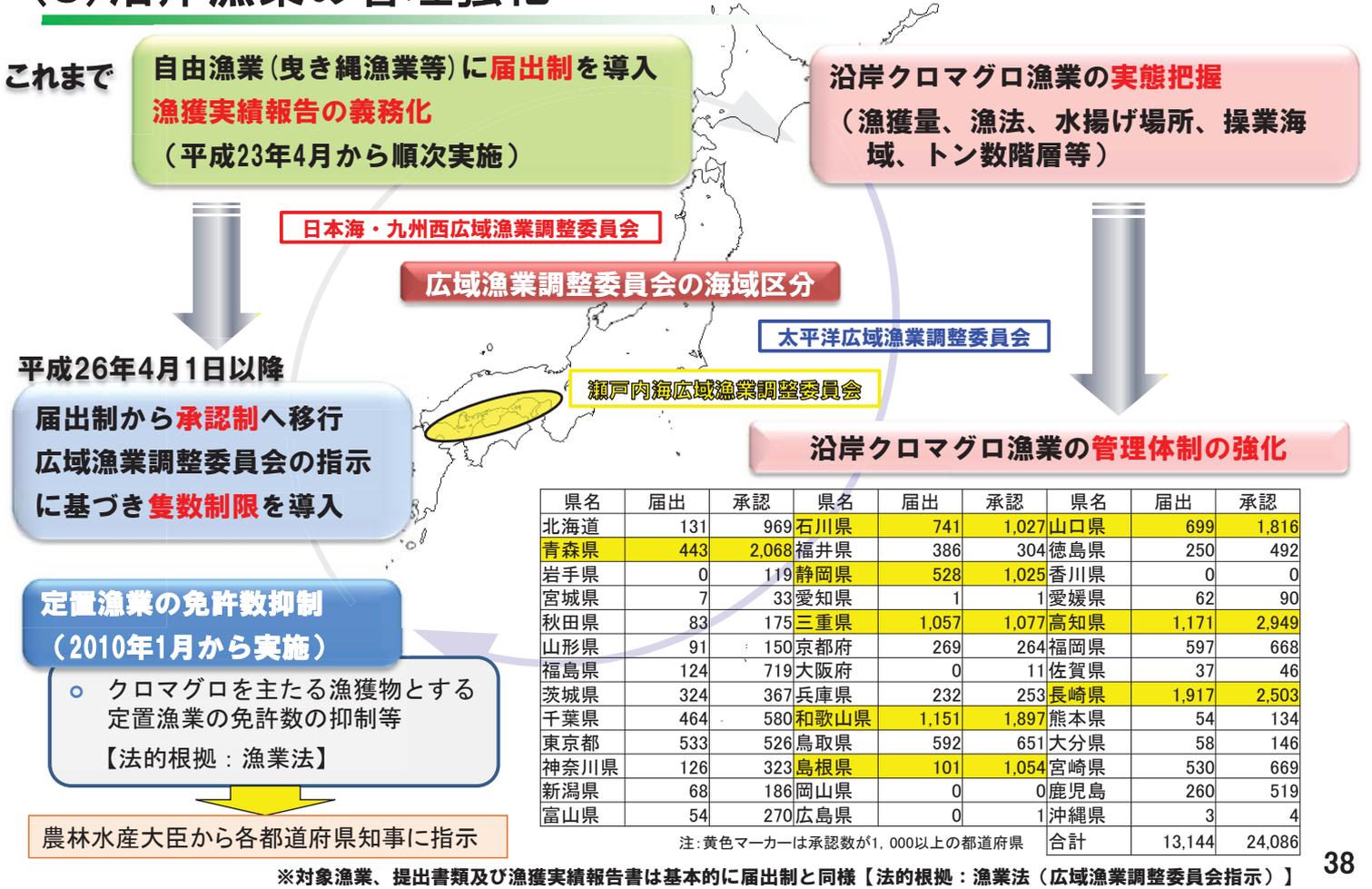
2002-04年平均 : 1,100トン
2005-09年平均 : 2,300トン

【漁獲実績】

2011年実績 : 1,796トン
2012年実績 : 702トン
2013年実績 : 1,560トン

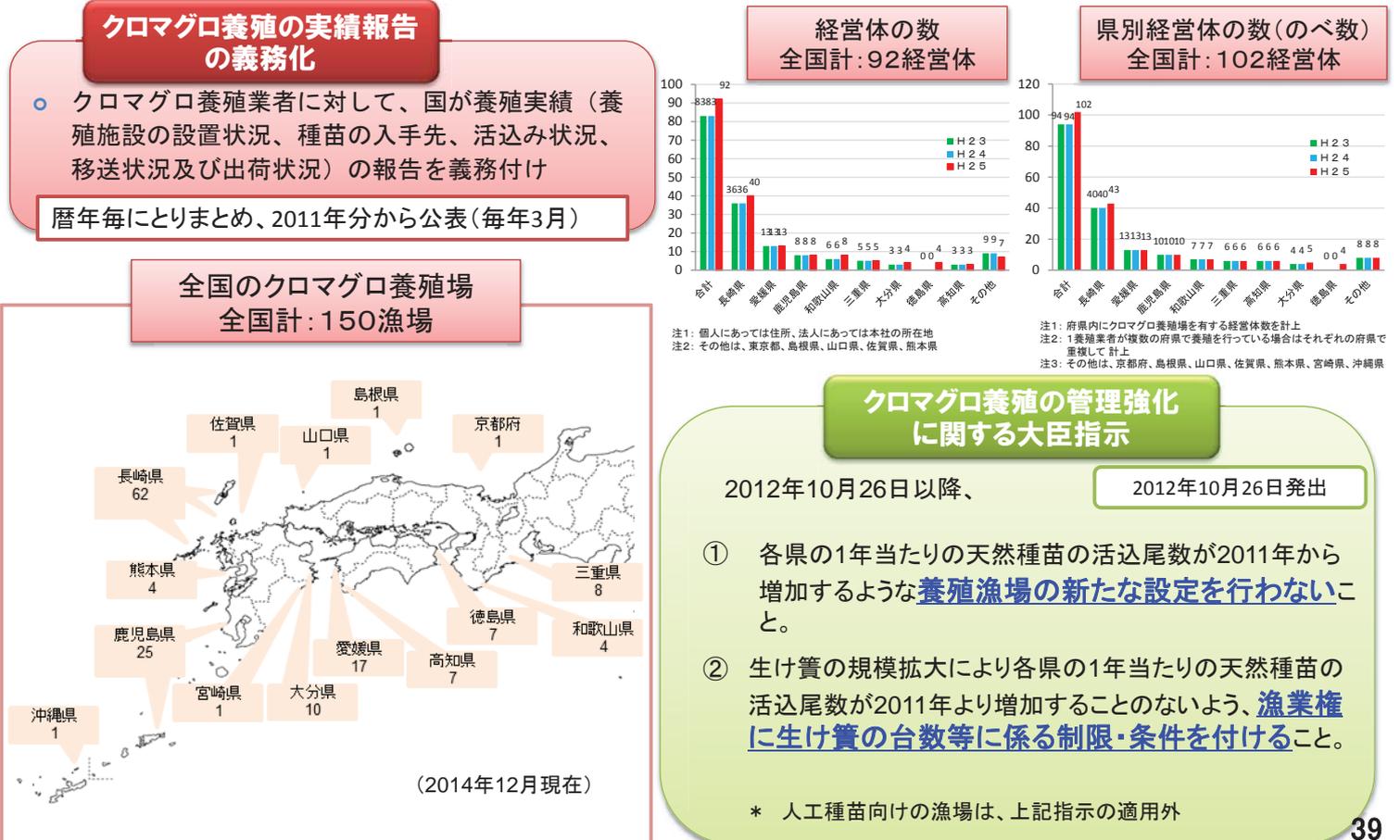
37

(3) 沿岸漁業の管理強化



38

(4) 養殖業の管理

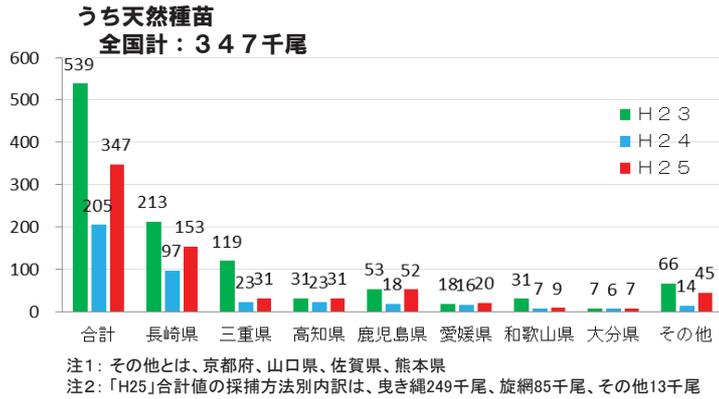


39

(5) クロマグロ養殖の現状

○ 種苗活込み数

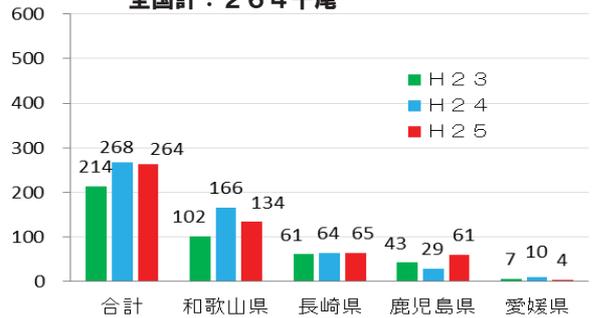
全国計：611千尾（2013年）



※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

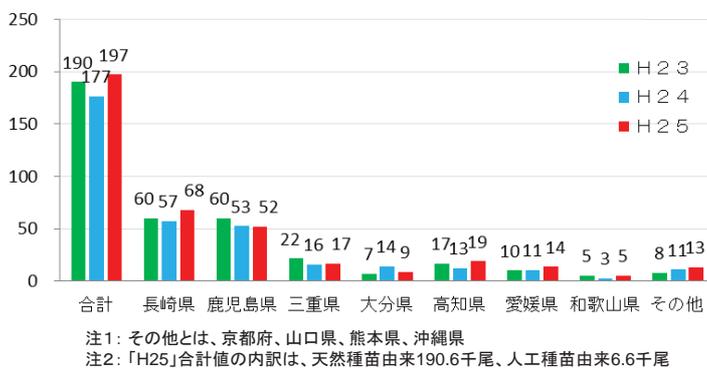
うち人工種苗

全国計：264千尾



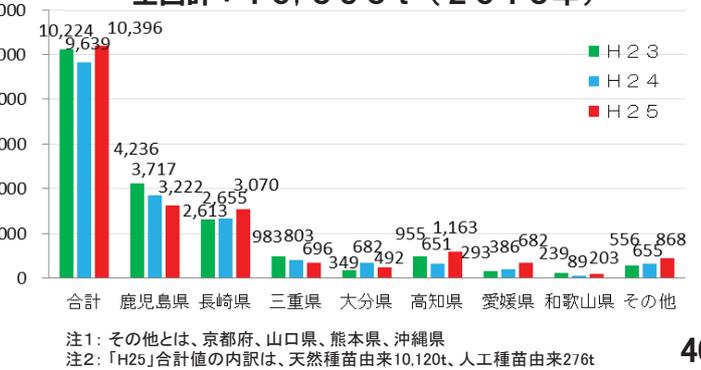
○ 出荷尾数

全国計：197千尾（2013年）



○ 出荷重量

全国計：10,396t（2013年）



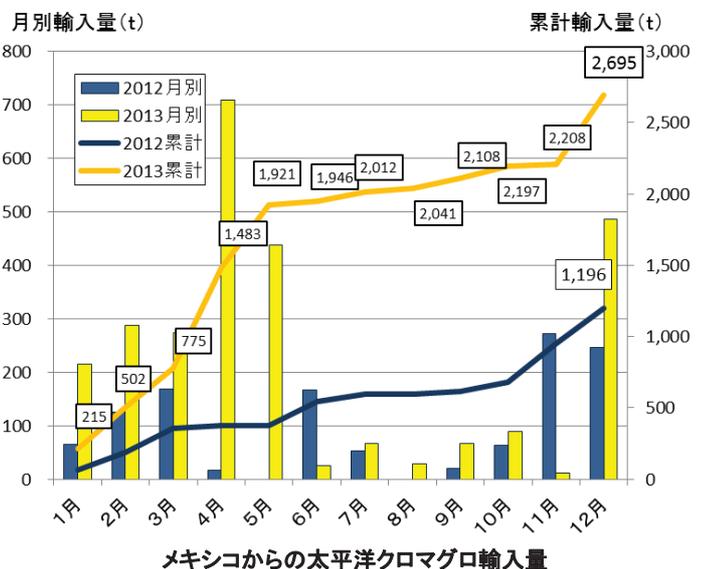
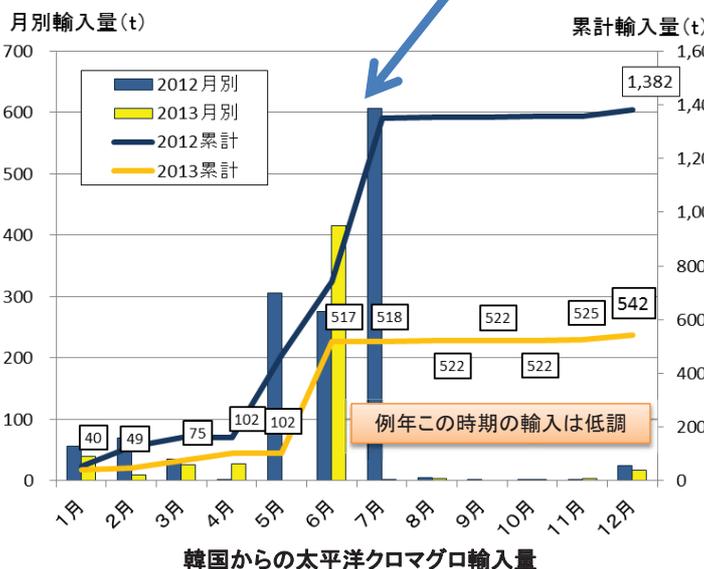
40

(6) 太平洋クロマグロの輸入情報管理

○ 「まぐろ法」に基づき、2010年より国内の流通業者（輸入業者、卸売業者）から韓国産及びメキシコ産の太平洋クロマグロの輸入情報を収集する取組みを実施

輸入急増

- ・韓国政府に漁獲抑制を要請
- ・国内流通関係者に輸入急増を注意喚起



注: まぐろ法に基づく報告徴収により作成2013年12月末現在

41

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十六年十一月五日

瀬戸内海広域漁業調整委員会

長野 章

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
 - ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第二百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業
 - ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

2 操業の禁止

平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十六年十二月三十一日）において、現に瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十三号の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の規定に基づき瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を営んでいる者（以下「現承認者」という。）は、この指示の規定に基づき、当該漁業を営むことができる。

3 操業の承認

- (1) 現承認者は、平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、

使用する船舶ごとに、委員会の承認を受けなければならない。

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員会は、現承認者について、前号の承認を受けた者とみなすことができる。ただし、現承認者から別段の申出があった場合はこの限りではない。
- (3) 委員会は、第一号の承認をしたときは、その現承認者に別記様式第一号による承認証を交付する。次号及び第六号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。
- (4) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第二号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (5) 前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 委員会は、第一号の承認を受けた者（第四号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (7) 前号の承認の承継の申請は、別記様式第三号及び第三号の二による承認申請書に、旧承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (8) 旧承認者は、当該漁業を廃止するときは、第六号の規定により当該承認に係る地位が承継される場合を除き、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。
- (9) 第四号及び第六号の申請並びに前号の届出は、申請者の住所の所在する都道府県ごとに、委員会事務局（以下「事務局」という。）である瀬戸内海漁業調整事務所に提出して行うものとする。

4 漁獲実績報告書

3の第一号、第四号又は第六号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
平成 年 月 日	
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 ㊞	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする。

沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

記

1 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

2 漁船原簿の登録確認

漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

確認者：職・氏名 ㊟

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第三号の二に記載の者〇〇名が、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

様式第三号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名

㊟

様式第四号

廃業届

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

承認証再交付申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。